

古代ギリシアの戦没者国葬と私人墓

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 馬場, 恵二 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1640

古代ギリシアの戦没者国葬と私人墓

馬場 恵 一

はじめに

現代ギリシア人の服喪の慣習の強さには旅人誰しも驚かされる。夫を亡くした妻はその瞬間から、頭の天辺から足の先まで真っ黒な喪服で身を包み、その後は最低でも四、五年、場合によればそのまま生涯を喪服姿で通してしまふのも珍しくはない。服喪の主たる担い手はまさしく女性なのである。服喪者が成人男子の場合、死去の親族が妻であっても、彼が左腕に喪章をつけ通す期間は一年で終わってしまう。ここ二十余年、旅人としてその慣習の推移を観察したところでは、男の左腕の喪章の帯はほとんど細く目立たなくなる傾向にある。しかし、慣習の力は根強く、開放的な社会主義政党パソク(PASOK)の時代の男でも、若い世代を含めて一応は慣習どおりに喪章はつけている。だが、女性こそが服喪の主役であつて、成人した女の人の場合、故人となつた身内との親族関係の遠近の度合いに応じて服喪期間に長短の差があるようだが、かなり広い範囲の親族の女性が、半年の場合もあれば二、三年にもおよぶ期間、黒い喪服姿となる。これほどにまで強い服喪の慣習はギリシア近隣のバルカン諸国にも、トルコ、イタリアにも見受けられず、まさしくギリシアの大きな特色であるように思われる。このような現実と接すると、古代ギリシア

史を学ぶ者のひとりとしては、どうしても古代を振り返らないで済ますわけにはいかず、反射的に思い出すのが前八世紀後半の葬儀用幾何学様式土器の表面に絵つけされている死者慟哭の場面であり、さらに遡って、ミケネ時代末期（前十三／二世紀）のタナグラ出土陶棺外壁に見られる同様の場面である。^① いずれの場合も死者追悼の激しい狂乱を伴う慟哭(*threos*)の場面が描かれているが、この慟哭のなかで死者の徳を称えて物語られる惜別の情おさえ難い悲しみの歌は中世以降のギリシアの地にミロゴア(*mirologia* (moura) 運命・宿命+logos 語り)というギリシア独特の文学類型を生み出している。^② ギリシア人にとっては死者哀悼の慟哭が古代、中世、近現代を通じて、彼らの生活慣習の顕著な底流をなしているように思われるのである。それゆえ、古代・近現代の時期の如何を問わず、「ギリシア」を手懸ける者にとっては、「葬制」の問題、つまり、あとに遺されて現在に生きつづける遺族などの人間が、どのようにに死者を弔い、社会がそれに対してどのような姿勢をとったのかという問題は、避けて通り過ぎるわけにはいかないう研究課題のひとつであるべきはずなのである。

幸いなことに、一九九三年の年の瀬も迫った十二月十一日に駿台史学会のシンポジウム「葬送の社会史——墓から何が見えるか——」が開催され、西洋史の立場から私は「古代ギリシアの国葬」と題する報告を行なった。以前から、古代ギリシアの墓碑銘を一度は自分なりに読んで整理しておかなくてはと気になっていたのだが、今回の報告に備えて前七世紀末から前四世紀末におよぶ相当数の墓碑銘に目を通す絶好の機会が与えられた。本稿はこの準備作業が土台となっている。表題は「古代ギリシアの戦没者国葬と私人墓」と改めた。残されている資料の関係から、ギリシアといってもそのうちの一国アテネに考察の重心が偏らざるを得ないことは予めお断わりしておきたい。そのアテネに *ο νεκρῶν* F. Jacoby. *Patrios Nomos: State Burial in Athens and the Public Cemetery in the Kerameikos* : *JHS* 64, 1944 (1946), 37-66 (*Abhandlungen zur Griechischen Geschichtschreibung*, 1956, 260-315) の画期的論文以降、戦没者国

葬の研究が精力的に展開されて現在に至り、主要参考文献だけにかぎってみても、N. Loraux, *L'invention d'Athènes: Histoire de l'oraison funèbre dans la « cité classique »*, 1981 (Engl. transl. *The Invention of Athens: The Funeral Oration in the Classical City*, 1985); Ch. Clairmont, *Patrios Nomos: Public Burial in Athens during the Fifth and Fourth Centuries B. C.* *The archaeological, epigraphic-literary and historical evidence*, 2 vols, 1983; W. Pritchett, *The Greek State at War IV*, Chap. II: *Burial of Greek War Dead*, 1985, などの労作が挙げられる。わが国ではこの分野の本格的な研究は未だなされておらず、栗野頼之祐「古代ギリシアの戦没戦士を弔祭する制度について」、『出土史料によるギリシア史の研究』(一九五〇)、二二七—三〇九頁、と向山宏「アテナイにおける国葬制度の成立について」、『広島大学文学部紀要』四七(一九八八)、九七—一三三頁の長短二編の論文を挙げ得るのみである。前者は、この問題に着目した点ではわが国の先駆的業績と評価すべきであろうが、本文中や巻末付録の「ギリシア史料墓碑銘選」の訳文そのものを拝読するにすぎり、研究の基盤であるはずの墓碑銘読解そのものに力量の不足が目立ち、本論全体としても欧米の研究成果紹介の域を一步も出していない。後者の向山論文も、プラトンの一節に独断的解釈を加えているほかは何の新鮮味もないばかりか、碑文史料と文献史料の区別を誤認するなど、史料状況に対する認識不足^③さえ露呈しており、大量の欧米文献が注記に挙がっている作品にしては摩訶不思議な現象。このように、前記二名のが国の先学の論文からは、まことに残念ながら、学び取るべきものはなにもない。

だが、欧米の研究にも不満とする点がある。それは史料に対する目配りの姿勢に関わることであって、戦没者国葬が問題だとすると、墓碑銘でも戦没者国葬の墓碑銘だけに神経を集中して、私人墓一般に含まれている戦没者墓の墓碑銘にはせいぜい散発的にしか注意を向けていないという点である。戦没者国葬やその制度の成立を史料に基づいて論ずるためには、民間レベルにおける葬制一般との対比が必要不可欠なのである。ましてや戦没者国葬の制度が成立

定着している時期に、戦没者私人墓の事例が確認できるという注目すべき事実が厳然と存在するかぎり、一方の側における国家(polis)の基本方針と、他方における家(oikos)の慣習的生活実態との間にもしかしたら存在したかもしれない対立緊張の關係がひとつの視点として浮かび上がって来ざるを得ないのである。それだけに、公私双方の墓ないしは墓碑銘の在り方の推移を時間的に追跡調査してみるだけの価値は充分にあると私は確信している。このような基礎作業に着手する史料の素材を提供し、私の決心を促してくれたのは、P. Hansen, *Carmina Epigraphica Graeca* [CEG] I: *Saeulorum VIII-V a. Chr. n.* (1983), II: *Saeculi IV a. Chr. n.* (1989) 全二巻の『ギリシア韻文碑文集』である。新しい出土史料まで丹念に収録しているだけでなく、簡潔にして要を得たラテン語の注記、そして何よりも、推定年代の明記が古墓碑銘の年代的追跡調査の手掛かりを与えてくれている。ハンセン氏の丹念な基礎作業に応える形で、アテネ中心になったとはいえ、ギリシア墓碑銘の分析に乗り出したのが本稿の原点である。

注

- (1) タナケラ陶棺とその慟哭図につづいては、Th. Spyropoulos, *Anaskaphē eis to Mykenaitikon nekrotapheion tes Tanagras, Archaiologia Analekta ex Athenon* [AAA] III (1970), 184-197 et figg. 9-17; id., *Praktika tes en Athenais Archaiologikes Etaireas* [PAE] 1969 (1971), 1-15 et pls. 4-7, 13-14, PAE 1970 (1972), 29-36 et pls. 48f; K. Demakopoulou D. Konsola, *Archaeological Museum of Thebes: Guide* (1981), pls. 42-44 など(の発掘報告や興味深い図版を参照)。
- (2) M. Alexiou, *The ritual lament in Greek tradition* (1974), 110ff.
- (3) 同論文104頁以下は、「アテネ戦没者国葬を論ずるさい無視できない史料である前五〇六年の墓碑銘に言及はするものの、「発掘場所がエウボリア島のエウリッポスであり、明らかに戦場での埋葬であることを示している」と、まったく啞然とさせられる奇妙な注をつけている。地名表記が独特なのは看過するとしても、出土碑文ときめてかかっているのは認識不足も甚だしい。同史料の意義と、それが文献史料でしか伝わっていない点については本稿四九頁以下参照。

一 古典期アテネとタソスの戦没者国葬

戦没者国葬の最も有名な事例は史家ツキジデス(II 34.1-46.2)によって伝えられているペロポネソス戦争初年度の冬(前四三二〇年)、アテネ市郊外ケラメイコスの「国家の墓地」(Demosion Sema)で営まれ、時の將軍ペリクレスの含蓄深い戦没者追悼の葬送演説(epitaphios logos)で締め括られたアテネのそれである。ツキジデスはこのときの戦没者国葬は「父祖伝来の仕来り」(patris nonos)に則って式次第が守られたと解説しているので、前五世紀三十年代にはすでにかなりの歴史のある行事であったとみなされていたことが判明する。このアテネの戦没者国葬の慣行に関して、われわれが確認のとれる葬送演説の事例は前四三九九年が最初で、ブルタルコス「ペリクレス伝」二八・四はこう語っている。

「ペリクレスはサモスを平定してアテネに帰ると、この戦争で死んだ人々の葬儀を盛大に行ない、慣例によって墓前で演説して人々に感銘を与えた」

この箇所にも「慣例どおりに」(hosper ethos eitin)とあるので、ブルタルコスを信ずるかぎり、戦没者国葬とその追悼演説の伝統は前四三九年よりもっと過去に遡りそうである。一方、シケリア出身の史家ディオドロス(XI. 33.3)はペルシア戦争直後すなわち前四七九／八年頃のこととして、こんな記事を書き残している。

「アテネ市民団はペルシア戦争の戦没者たちの墓をきれいに飾り、そのとき初めて葬送競技会(epitaphios agón)を

開設した。そして、選り抜かれた弁論者が国葬された者に対して賛辞(enkomia)を述べる旨の法律を制定した(nomon etheke)』

ディオドロスの記事は葬送競技会や葬送演説の制度導入に主眼があり、戦没者国葬の制度そのものは既存の前提とみなされているようである。しかし、いずれにせよ、プルタルコスにしてもディオドロスにしても、前五世紀から見ればるか後代の文筆家なので、戦没者国葬の基本的制度である「国家の墓地」設置の時期に関して何らかの手応えのある手掛かりを得るためには、可能なかぎり前六・五世紀の同時代的な史料に基づいて接近を試みる構えが必要である。

アテネについてはディオドロスの語る民会決議そのものは残っていないが、エーゲ海北岸の島タソスからは「戦没者葬送に関する国法」を記載した大理石碑文が出土している。タソスの広場遺跡で一九五二年七月に発見されたこの碑文は「J. Pouilloux, *Recherches sur l'histoire et les cultes de Thasos I : De la fondation de la cité à 196 avant J. C.* (1954), pp. 371-380, no. 141」として正式に学界に公表された。碑文の年代に関して最初の報告者 Pouilloux は文字の書体から前四世紀前半の終わり頃と推測するだけで、それ以上踏み込んだ論議はしていない。角錐形に組まれた大理石板の一部をなしていたこの碑文の上下両端は破損して失われているが、横幅(四七―四八・四^{分三})は完全な形で残っている。この碑文の全文を試訳すると、つぎのように読める。

「・(残欠)・市場監督官(agorenomos)は出棺当日、出棺(ekphora)に先立ち、決して・(残欠)・を見逃すことなかるべし。(一一二行)

英傑の士なりし戦没者に対する (epi tois agathois andrasin) 服喪は何びとたりとも五日間を超えざるべし。私的葬祭儀礼は一切ご法度とする (keleuein de me exesto)。これに違反の場合、違反者本人が良心の呵責に苛むべきは当然、婦人監督官 (gynaikonomoi) 行政官 (archontes) ならびに軍事担当官 (polemarchoi) も違反を見逃すことなく、法定の刑罰 (tais thoais tais ek tôn nomôn) を科すに当り当該各官は權威をもって臨むべし。(三二七行)

軍事担当官と評議会書記は、彼ら (戦没者) の名前に父名を添えて (patrothen) 「英傑戦没者表」 (Agathoi) に記載し、彼らの父子は国家主催の戦没者供養の犠牲祭に際して招待されるべきこととする。(七一十一行)

〔十一行中間に区切りを示す一字分の句読点あり〕

財政収入役 (apodektês) は彼ら (戦没者) 一人当りの分として、ティムーコイ (timouchoi) 特権市民の受領額に相当する金額を支給すべし(十一—二行)

彼らの父子はアゴン (=epitaphios agôn) 葬送の音曲・体育の競技会) の特別席に招待されるべし。アゴン主管者が区画場所を明示して、彼らのための座席を設置することとする(十三—十五行)。

彼ら (戦没者) のうち子供らを遺したる者については、(遺児たちが) 成年に達したるさい軍事担当官は、

(遺児が) 男子の場合、各人に脛当て、胸当て、剣、兜、楯、槍など総額三ムナを下らざる品 (武器一式) を贈与し、ヘラクレイア祭のアゴンの席上、彼らの名前を布告すべし。(十六—二十一行)

(遺児が) 女子の場合、嫁資 (penherion=proix) として、(残欠) ・十四歳に達せるとき、(残欠) ・(二十一—二行)

この決議碑文の十一行中間には明確な区切りが設けられている。Pouilloux は前五世紀および前四世紀初めのタン

ス碑文にはこの種の句読点の使用例が見られるとの簡単な注記(註三)を添える以上の注意を向けていないが、一分の句読点によって本文が前後に二分されている事実は、この碑文全体の性格を判定するうえに見逃すことのできない点である。しかも、前半部第七行には戦没者追悼服喪絡みの違反者に適用される「法定の刑罰」への言及が見られる。文中の「法定」(ek-ton nomon)の意味を「葬儀一般法の適用」と解釈する向きもあるかもしれないが、違反者懲罰の当該官に軍事担当官(nemarchoi)が顔を連ねているところから推測すると、ここに言及されている法は「葬儀一般法」ではなく、「戦没者国葬に関する法律」にはかならないとみなすのが妥当である。そうであるとするると十一行半ばから始まる後半部の諸規定は新規追加の諸条項であって、新法公示のさいに、既存の「戦没者国葬に関する法律」の骨子が現存碑文の前半部に要録併記されたものと思われる。「法定の刑罰」の内容は、われわれに伝わらない元の法律では明確に規定、かつ明記されていたはずだが、要録では省略されたのである。タソスにおいても戦没者国葬制度の骨格には段階的な発展があり、書体から推定される現存碑文の年代が前四世紀半ばまで下がるとしても、それは遺族年金支給や遺族・遺児への恩典付与の条項を新規追加した年代であって、戦没者国葬制度の本質的部分の導入はこれ以前に遡る可能性が大である。だが、その時期を特定する手掛かりは残念ながら残されていない。

戦没者国葬制度導入が家を中心とする在来的葬祭制度一般に与える、もしくは与えたであろう衝撃という観点から注目すべきは碑文冒頭の箇所である。市場監督官は国葬当日、出棺すなわち国葬開始ぎりぎりの刻限まで監視の目を光らせることを命じられているという事実がそれである。しかし、碑文残欠のため監視の対象が具体的に何であったのか、この碑文だけでは判然としない。出棺と訳したギリシア語エクフォラ(ekphora)は葬儀関係一般の専門用語であって、出棺・葬儀の、いわば葬儀当日の行事全体を意味しているが、この碑文では国葬当日の式次第には触れられていない。そして、碑文第三行以下には国葬当日に限らずその前後を通じた期間について服喪期間を五日間に限定し

たり、私的葬儀の催しを一切禁止するなど、戦没者国葬制度の基本的原則とも言うべき「葬儀規制法」が明示されている。しかも、違反者には「良心の呵責に苛むべし」との呪咀さながらの宗教的・心理的恫喝をかける一方、違反取締りの体制固めを当該の個々の役人に厳命するなど、違反摘発に臨む国家の姿勢は峻厳そのものである。それは反って、実際には戦没者遺族の側に違反行為が多発した現実を裏書きするように思えるほどである。

ところで、タソス碑文の上端部は破損して失われているが、古代ギリシアの葬制一般の慣習的制度に即して推測すると、日本の通夜に当たる儀式をも含んだプロテシス(*prothesis*)と呼ばれる行事に関する規制法が記載されていたものと思われる。この関連で参考にするのは、前四三一／四三〇年冬にアテネで催された戦没者国葬について、その式次第をかなり詳しく伝えている史家ツキシダスの一節(*Thuc. II 34. 2*)である。岩波文庫版『戦史』当該箇所之久保正彰訳を引用させていただくと、

「葬儀の行なわれる二日以前に式幕を張った霊壇に戦死者の遺骨をまつり、遺族の者たちはそれぞれ心ゆく捧げものを供える」

となっている。訳文では分かりにくいのが、原文中のプロテシスの行事を示すギリシア語の動詞(*prothemi*)は、「霊壇にまつる」と表現上の工夫を凝らして訳し出されている。この場合は戦没者の遺骨だが(おそらく個人別に骨壺などの容器に収納されていた)、一般の葬儀では遺体を参集者の面前に(*pro*)安置して(*ithemi*)披露し、現在のわれわれ日本人が体験する通夜よりも幅広い行事を含んだ追悼儀礼の行なわれる場がプロテシスであった。戦没者はすでに骨と化したとはいえ、国葬当日に先立つプロテシスの段階の二日間こそは戦没者遺族が肉親の戦没者と個別的に触れ合う

ことのできる最後の機会であった。タソスの戦没者国葬でもそのようなプロテシスがあったとすれば、その期間は何日間であったのか知りたところだが、残念ながら直接的には分からない。しかし、碑文三—四行の「英傑の士なりし戦没者に対する服喪は何びとたりとも五日間を超えざるべし」との規定がひとつの手掛かりになると思われる。服喪期間五日というのは、ほかの史料から知られている一般的葬儀礼法の服喪期間、たとえば前三世紀ガンブレイオンの男性三ヵ月、女性四ヵ月という規定はもちろん、スパルタのリュクルゴス法における十一日と較べてみても、たしかにずば抜けて短い。Pouillouxはこれを全力格闘技選手テオゲネスの半神化にうかがえるタソス島民の宗教的特性まで絡めて理解しようと努めているが、果たしてそこまで推理をめぐらせる必要があるのだろうか。われわれはむしろ素朴に、服喪期間の極端な短縮こそがまさしく戦没者国葬制度の特質にほかならなかった、と想定してよいのではなからうか。前四三一—四三〇年アテネの戦没者国葬式次第の最後を飾った葬送演説におけるペリクレスの結びの言葉(Thuk. II 46.2)は、久保訳では「ともあれ、嘆きを身内のものに尽くし終われば、ここを立ち去るがよい」となっているが、もっと明確に意訳すれば、「これで諸君は個々所縁の者たちに対する愁嘆を尽くし終えたゆえ(apolophyrameni)、直ちに立ち去り給え」と読むことができる。肉親の戦没者を悼む遺族には冷酷な言葉であったに相違ない。ペリクレスのこの結語は、国葬で弔われた戦没者に対する服喪の終了の宣言でもあったのだ。その服喪の期間はおそらくはプロテシスの行事開始を始点としてはじまり、そして葬送演説の終了とともに終わったと考えると、アテネにおける戦没者国葬制度の服喪期間はタソスのそれよりもさらに短縮されていた可能性がある。アテネの一般葬儀の尺度で換言すれば、三日祭(ta tria)⁶までの時間的枠内で戦没者国葬の式次第と服喪はすべて完了したことになる。一般葬儀にはこのほかに、九日祭(ta enata)とか三十日祭(ta triakosia)⁷などの墓前祭があつて、服喪はそれらの行事まで継続したものと考えられる。戦没者国葬制度は、家族の一員であつた戦没者とその遺族との関わり合い

方に新たな局面を生み出したことになる。そこには他の死者一般とは別格の戦没者観が働いたであろうが、これは章を改めて検証すべき大きな問題である。

そこで再び話をタソスに戻すと、アテネの場合と異なり戦没者国葬の全体的な式次第は判然としないが、遺骨安置のプロテシスをもってそれが始まったことは想像に難くない。そして出棺・葬儀を経て戦没者の遺骨は、アテネ戦没者の遺骨が部族ごとの木棺に納められて「国家の墓地 (Demosion Sema)」に合葬されたのと同じように、タソス国家の墓地に埋葬されたに相違ないが、その墓地の所在地は上記引用のタソス碑文には明記されておらず、Pouilloux は「ヘラクレスの庭園」賃貸碑文 (IG XII-8, 265=Sokolowski, LSG no. 115) の条項などから推測をめぐらせて、それはタソス市西壁中央の「ヘラクレス門」外側の辺りに所在したとしている。それはともかくとして、戦没者葬送の演説はアテネ独特の制度であったとされており、さらに、碑文後半部に言及のある戦没者葬送の競技会も国葬本来の式次第の日程とは別枠の行事と考えられるので、タソスの国葬はエクフォラ当日の、「国家の墓地」への戦没者埋葬をもって公式行事がすべて完了し、服喪は当日一杯までで、翌日からは喪が明けたとすれば、「服喪期間五日」を前述のように解釈するかぎり、プロテシスの期間は四日にわたったことになる。遺骨となった戦没者とその家族との家族的な最後の交わりの場合は、アテネの場合よりも時間的余裕のあった可能性があるわけだが、タソスの婦人監督官 (gynaikeionoi)、行政官 (archontes)、そして軍事担当官 (polemarchoi) などの各官が、「違反を見逃すことなく、法定の刑罰を科すに当り權威をもって臨むべし」と命じられている監視の主たる対象は、このプロテシスの期間中に多発が予想されるような違反行為であったと思われるのである。

どのような行為が監視・取締まりの対象となったのかについては、前六世紀初頭アテネの改革者ソロンの名で伝わる葬儀規制法が大いに参考になる。この規制法はプルタルコス「ソロン伝」二一・六にまとめて伝えられていて、

「女たちが身体を打って皮を掻きむしつたり、大げさな慟哭(*thēnēn*)をしたり、誰かの葬式で別の人のために号泣(*tokyēn*)したりすることも禁じた。また牛を犠牲にすること、三枚以上の着物を副葬(*synthēnān*)すること、葬送のとき以外は他家の墓に行くことを禁じた」

とある。伝デモステネスの法廷弁論四三番(「マカルタトス弾劾」)六二節に引用のソロンの法には、

「遺体安置の儀(*prothesis*)は屋内(*endon*)でなすこと。式のもち方は如何ようにても可なり。出棺(*ekphora*)は遺体安置の翌日、日の出前に出発のこと。出棺の葬列は男子が先行、女性は後続とする」

とあり、さらにつづいて、親族以外の女性が葬列に参列したり死者の家へ立ち入ることを厳しく制限する条項が並んでいる。

ソロンの葬儀規制法の主旨は死者追悼の慟哭を全面的に禁じているわけではないが、その行き過ぎは国家の立場から厳しく規制しようとしている。遺体安置の儀(*prothesis*)を屋内に制限しているのは、この段階こそが慟哭と社会的見栄、富の誇示の正念場であったからにはかならない。ソロンの法が「三枚以上の副葬」を禁じている着物(*himation*)は遺体安置の儀式のさいに死者に着せられる衣を意味するのであるが、後代、前五世紀末のケオスの葬儀規制法(LSG 97=Synl.³ 97; Buck 8)が遺体に用いる白布を三枚(敷布、巻き布、掛け布)計一〇〇(もしくは三〇〇)ドラクマ以内に制限している(二一六行)のが参考になる。また、デルフォイのフラトリアであるラビュアダイの前四〇〇年頃

の葬儀規制法(LSG 77=Buck 52; CID 9C)は副葬品の額を三五ドラクマ以内に抑え、かつ遺体に着せる厚手の上衣の色彩まで地味な赤褐色に指定している(二一六行)。これらの法律でいう副葬品は遺体をくるむ衣も含めて、ただ単に墓のなかに納められるという以外に、遺体安置の儀式のさいに参集者たちの目に触れさせるという社会的見栄の効果を狙う品々であった。アテネでは前六世紀初のソロンの改革のときに市民共同体国家の立場から、私的な「富の誇示」や富裕市民の社会的見栄に対する抑制の動きが始まったのである。絢爛豪華な衣で遺体を包み、棺台の周囲に高価な副葬品を並べ立てて人目を惹いたうえで、死者慟哭の過度な狂乱状態を屋外においても現出させるような遺体安置の儀式が富裕階層の間で行なわれ、ソロンの法はこのような趨勢に歯止めをかけたものと思われる。前述の伝デモステネス引用のソロンの法が遺体安置の儀式を屋内に限定し、出棺の儀についてもその時刻を「日の出前」と指示しているのも同じ趣旨の規制であって、ケオスの葬儀規制法が「葬列は墓までは静粛を保つべきこと」(一〇—一二行)と命じ、ラビュアダイのフラトリア法が「出棺は静粛を保ちつつ行なうこと。墓場到着までは、担いでいる棺台を街の曲がり角で下に降ろしたり、屋外で愁嘆号泣すること一切まかりならず」(二二—一九行)と規制しているのと軌を一にしている。ここで問題となっているのは死者哀悼の慟哭であるが、その慟哭や服喪の主たる担い手は女性であった。全文引用のタソス戦没者国葬法において、服喪期間中の違反取締まりの任に当たった役人の顔ぶれのなかに婦人監督官たち(gynaiikonnoi)が挙がっていたのがこの点で参考になる。一方、ケオスの法律が「葬儀参列の女性は男性より先に墓場を立ち去ること」と規定しているのは、女性が残留して墓前で慟哭の狂乱に陥ることを警戒してのことと思われる。小アジアの都市ガンブレイオンの前三世紀の服喪規制法(LSA 16)では、法律違反の場合、男女とも婦人監督官によって呪咀されるほか、違反女性に対する特別の条項が明記されていて、「遵守せざる女性は瀆神の罪を犯す者(asebousai)なれば、いずれの神に犠牲を捧げることも一〇年間は不浄の行為なり(me hoshion)」となっている。

注

- (1) W. Pritchett, op. cit. 105 は同碑文の年代を前三五〇年頃に置いて、アテネ模倣の戦没者国葬制度のタソスへの導入の時期として、この碑文年代はアテネ側の状況に矛盾しないと論じている。
- (2) Fr. Sokolowski, *Lois sacrées des cités Grecques: Supplément* [=LSS] (1962), 122f. no. 64 は、特に注記はないものの、前五世紀末・四世紀初めと年代づけられる。
- (3) *id.*, *Lois sacrées de l'Asie Mineure* [=LSA] (1965), 46ff. no. 16 ll.9-17.
- (4) Plut., *Lyk.* 27.4.
- (5) *op. cit.*, 375f. テオゲネス半神化の興味深い問題に関しては、*ibid.* Chap. II (62-105) が詳細を尽くして論じている。
- (6) 三日祭、九日祭、三十日祭、年祭など葬制一般の儀礼に関する参考文献としては、D. Kurtz-J. Boardman, *Greek Burial Customs* (1971); M. Alexiou, *op. cit.*; R. Garland, *The Greek Way of Death* (1985) などがある。
- (7) 前五世紀テオス島の葬儀規制法 (Fr. Sokolowski, *Lois sacrées des cités Grecques* [=LSG], 1969, 188ff. no. 97A) では死者供養の三十日祭は禁止されている (I. 20f.)。
- (8) アテネの戦没者国葬当日の式次第はツキジデス (II 34, 3—) によって伝えられている。出棺・葬儀の刻限になると、車に糸杉材の棺を載せての出棺となるが、棺は各部族一基で、棺には当該部族所属の戦没者の遺骨が納められている。さらに一台の臥台が、敷布は敷かれているものの何も載っていないまま担がれて後につづくが、これは遺体収容に至らなかった行方不明者たちのためのものであった。この出棺の葬列には、男子は市民も外人も参列できるが、女性は遺族関係者だけが墓地での慟哭が許される。戦没者は「国家の墓地」に埋葬される。この埋葬の儀について、戦没者追悼の葬送演説が特別厳選された名士によって述べられ、これが終わって解散となった。戦没者国葬は定例の行事ではなく、必要が生じたときでも年に一度、しかも、その年の軍事状況次第でその日時は定まらなかった。これに対して追加行事の葬送競技のほうは定例年中行事として毎年定まった日時に開催されていたのとは、戦没者国葬のほうの日程の事情は異なる。この問題に関しては、W. Pritchett, *op. cit.*, Chap. II-4: *The Athenian Άγών Έπιτάφιος and Λόγος Έπιτάφιος* pp. 106-112 の論議を参照。
- (9) *op. cit.*, 378 et nn. 3-4.
- (10) Dem. XX (pros Leptinen), 141 にはアテネの陪審員に向けてこう語られている。「全人類で初めて、しかも諸君だけが国家の費用で、戦没者のために葬送演説を行い、英傑の士たりし戦没者たちの業績を称えているのである。」 *prōton men monoi ton*

panón anthropón epí tois teleutási demosíai poieite logous epitaphíous, en hois kosmeite ta tón agathón andrón erga.”

(1) タンス碑文に言及されている「戦没者(Agathoi)供養の犠牲祭」(I 10)や「葬送競技会(agónes)」(I 14)は毎年定例の行事で、戦没者の父と遺児は毎年これらの行事に招待されるべきことが規定されたわけで、国葬の日程そのもののなかに組み込まれてはいなかったと思われる。本章注八参照。

(2) 紀元後二世紀のプルタルコスはその「ソロン伝」(二一・六―七で慟哭・服装に関するソロンの法を引用したのにつづけてこう語っている。「これらのことは大部分われわれの法律でも禁じられている。そのうえわれわれの法では男子がかようなことをした場合、喪にさいして男らしくなく女々しい感情に陥っている者として、婦人監督官により(hypo tón gynaikeion)罰せられる」。Busolt-Swoboda, *Griechische Staatskunde* (1920), 494 はこの役人団のアテネ導人は前四世紀末のファレロンのデメトリオスによるとする。

二一 国家による埋葬

古典期アテネの戦没者国葬の問題の検討に入るに先立って、ギリシア世界における「国葬」の多様性を見ておかねばならない。まず、遺構に刻まれた墓碑銘によって確認されるギリシア最古の「国葬墓」はケルキュラ(コルフ)に現存する前七世紀第4四半期のメネクラテスの墓である。石灰岩の切り石で円筒形に石組みされた直径五びの墓の円周に沿って墓碑銘は右から左へ裏文字で一行に刻まれている(G IX-1,867=ML 4; CEG 143)。

◇hyiou Tasiawo Menekrateos tode sama:

Oiantheos genean, tode d'autoi damos epoiēi:.

es gar proxenwos damou phlios. all'eni pontoi:

oletō, damosion de kaqon rho[-----]:.

Praximenes d'autoi g[ra]s apo patridos enthron:

syn dam [o]i tode sama kasignetoio ponethe.:

「これはトラシアスの息子メネクラテスの墓なり、

生まれはオイアンティアアの。彼のためこれを造営せしはわが国家。

彼、わが国の親善友好の名誉領事なりしがゆえに。だが大海にて

彼は落命、わが国家の不幸……

ブラクシメネスは彼のため祖国の地より訪ね来たりて

わが国家に協力、兄弟のこの墓の造営に労苦を共にせり」

この墓には人骨も火葬灰の痕跡もなく、青銅の皿と土器が数点出土したに過ぎず、明らかに空墓(kenotaphos)であった。ケルキュラの名誉領事(Doxenos)であったメネクラテスが、往路であったのか帰路であったのかは不明だが、ともかくケルキュラの近海で遭難したため、ケルキュラ当局はこの墓を造営して、死者に対する国家としての公の甲意を示したものと思われる。メネクラテスの兄弟ブラクシメネスが祖国オイアンティアから馳せ参じて墓の造営に協力したとの指摘は、おそらく彼が名誉領事の地位を継承したことを暗示しているのであろう。それはともかく、この墓の造営者がケルキュラ国家であったことは碑文の文面に何度も繰り返し返されている。「わが国家(damos=damos)」の語からも明らかで、その意味では「国葬」と言える。しかし、「一般市民参加の「国葬」であったかどうかはわからない。後代、前五世紀のアテネについても外交使節や名誉領事の外人を国家の手で埋葬した墓が墓碑銘と遺構によって確認されているが、ケルキュラの事例に類似の「国葬」であったようである。

つぎに文献史料に目を移すと、前五世紀初期のアテネの著名な将軍アリスティデスについてプルタルコス「アリスティデス伝」は、彼の墓がファレロン所在の自分の地所にあつたとする伝承を紹介する（一・二）一方、「その墓は彼が埋葬代とえ遺産に遺さなかつたので、彼のために国家が造営してやつたものと伝わる [hon (sci. taphos) phasi kataskenasai ten polin autōi mēd' entaphia katapontū]」とも解説している。これは、万事につけて清潔を守つたと伝わる「正義の人アリスティデス」の像に便乗した風説の可能性のほうが大きいが、もし事実であつたとしても、これは通常の「国葬」の概念からかけ離れた異例の、単なる埋葬費用国庫負担ということであるに過ぎない。

しかし同じ文献史料でも、「古代の七賢人」に関するディオゲネス・ラエルティオスの記事には「国葬」の明白な事例が散見される。前六世紀半ば没の哲人クレオプウロスについてはこう記されている（一卷九三）。

「彼は七十年の生涯を送つて高齢で死んだ。そして彼の墓には次の言葉が刻まれていた。

身まかりし賢者クレオプウロスを、

海を誇りとするこの祖国リンドスは悼む。」（加来訳）

前六世紀後半没のピラスについては（一卷八五）、

「国家は彼を盛大に葬い、彼の墓に次の言葉を刻んだ。

誉れ高きプリエネの地に生まれ、

イオニア人の大いなる飾りとなりしピラスを

この墓石は包み隠せり。」(同)

と伝えている。

「七賢人」に数えられる前六世紀のクレオブロスとピアスがそれぞれの祖国で盛大な国葬の榮譽に浴したのは事実である可能性が濃厚だが、アテネの改革者で、「七賢人」の筆頭と目されるソロンについては、アイリアノス『ギリシア奇談集』八・一六が彼の国葬を伝えるものの有力な異伝と反証があり、ソロン国葬の伝承は事実と反すると断定せざるをえない。なお、前五世紀のアテネ悲劇詩人の筆頭アイスキュロスは、古代の歴史年表とも評すべき前三世紀の「パロス大理石 (Marmor Parium)」七四―七五行、項目五九には、カレアスがアテネのアルコンであった年(すなわち前四五六/五年)にシケリア島の都市ゲラで享年六九歳で没したとあり、一方、作品集の写本に伝わる「アイスキュロス伝 (Aeschyl. Vita)」には「死去した彼をゲラ市民団は国家の墓地に盛大に埋葬して大きな敬意を表わした (apothanonta de Gelioi polytelos en tois demoisiois mnemasi thapsantes eimésan megaloprepós)」と、本稿の主題と大いに関わりのある注目すべき記事が載っている。「国家の墓地」と訳した *demoisiois mnemasi* (*demosia mnemata* はアテネの *Demosion Sema* に相当するものと想定され、それが正しければ、前五世紀前半という早い時期についてのゲラ国家における戦没者国葬制度の存在が充分に推測可能となるからである。そこで章を改めて、つぎにアテネ国家における戦没者国葬の問題に立ち入ることにする。

注

- (1) セリュンブリア人ピュタゴラスの墓(前四六〇―四五〇年、CEG 11=IG¹ 1154)、レギオン人セリノスの墓(前四三三/二年、CEG 12=IG¹ 1178)、ケルキュラ人テルサンドロスとシミュロスの墓(前四三三/二年、CEG 469=IG¹ 5224、J)の墓の発掘

と被葬者遺骨の発見については U. Knigge, Die Gesandtenstele im Kerameikos, AAA V (1972), 258-265 参照) の三事例がそれぞれ、いずれもアテネが国家の手で埋葬した旨が明記されている。

(2) Diog. Laert. 62 (Sohn) は、「彼は八十歳の年齢でキュプロスの地で死んだが、死に臨んで彼は、自分の骨をサラミスへ運び、そこで灰にしたのちに大地の上へ撒くようにと近親者たちに頼んだ (ἐπιστάρας τοῖς τιτοῖς)」と語り、傍証にクラティノスの一節を引用している。Aelianus, Varia Historia 8.16 の「アテナイ人は広場の中に彼の銅像を建て、町へ入る右手の城門の近くに、国葬をもつて葬り、土塀をめぐらした墓を築いた」という解説は、前半部分の「広場 (agora) への銅像建立」が前六世紀末以前では事実と反するので、後半部分の「国葬」の件も、有力な異伝が存在するかぎり、疑わしいとせざるをえない。

二二 アテネ軍戦没者の「国葬」

アテネ軍戦没者の「国葬」に関する最古の伝承はヘロドトス第一巻の「クロイソス対話」、すなわち前六世紀初頭の改革断行後、国外旅行に出たアテネのソロンがリュディア国王クロイソスと交わしたとされる対話のなかで言及されているアテネの戦没兵士テロスの事例である。「クロイソス対話」それ自体は史実ではなく、東西文化の比較を視座のひとつに据える「歴史の父」ヘロドトスの巧みな文化論的演出で虚構ではあるが、劇的脚色の素材である戦没兵士テロスの件は実際にあった事柄とみなしてよい。隣国の軍勢とアテネ軍がアテネ領西端のエレウシスで交戦したときというのだから、おそらくはアテネが隣国メガラとサラミス島の領有をめぐって激しく対立した前七世紀末／六世紀初めの出来事と推測できるのだが、味方の救援に出陣したテロスは敵軍を敗走させたのち、見事な戦死を遂げた。

そして「アテネ市民団 (Athenaiot) は国費でもって彼をその戦没の現地に埋葬し (μιν δαμοσίῃ τε εὐχάσαντα οὐκ εἰς τὴν περὶ ἐπέε)」、そしてさらに大いなる敬意を表わした (καὶ εὐμήσαν μεγαλός)」(Hdt. I 30.5) というのである。記述があまりにも簡潔なため曖昧さが残り、二通りの解釈があり得ると思われる。

ひとつは、テロスだけが特別に表彰されて、現地「国葬」の榮譽に輝いたとする見方。多数戦没者のうちの特定の一人を国家の名義で埋葬する事例はないわけではなく、拙稿「前六・五世紀のエーゲ海北岸のトラキアとギリシア世界」、『駿台史学』六九（昭和六十二年）二七頁以下と“The Macedonian/Thracian Coastland and the Greeks in the Sixth and Fifth Centuries B. C.”, *KODAI: Journal of Ancient History* I (1990), 13f. に紹介した一九七三年アンフィポリス出土のトケス墓碑銘 (*Lazarides, AE 1976, 1977, 164-181 ann. pl. 57-63=SEG XXVII, 1977, n. 249; CEG 156*) が参考になる。

「パロス市民団 (*Parioi*) がトケスの武勲碑を建立したのは、彼が

愛しきエイオンのほとりに戦って、若い青春を失ったがためなり」

mēmēn' aretēs echesan Parioi Tokeo hlojnēken hēbēn

[E]onos anph' eratēs oles (e) barnamēnos.

これは前五世紀初めにパロスの国家名義で建立された騎士像（彫刻そのものは失われているが、馬と騎士の彫刻をはめ込んだ溝穴が台座に残っている）を戴く墓石台座であって、エーゲ海北岸の軍事的・経済的重要拠点の港湾都市エイオンがその当時、エーゲ海只中の島国パロスの直接的支配下にあったことを教えて貴重であるが、葬制の史料としても見逃せない。この新出土のトケス墓碑銘のほか、かつて一八世紀後半にエレウシス、メガラ間の街道筋で *Lenormant* が見て書き写したつぎの墓碑銘も戦没者一人の「国葬」を示唆している。

「これはヒュブシクレスの墓。／メガラ市民団(Megaraeis)がここに／彼を埋葬せり」

sama tode Hyspikleios / Megareis tonde [enthade/ ethapsan.] (IG VII. 3478=CEG 133)

いずれもテロスの時代より年代が下って、しかもアテネ以外の事例ではあるが、それでもこのような事例を目にすると、テロス個人の「国葬」もありえないことではなくなるが、もうひとつ別の解釈が可能である。テロスが特別だったのは、ヘロドトスの一節の後半部に示唆されている、いわば「殊勲甲」のテロス特別の表彰であって、エレウシスに出陣したアテネ軍の戦没兵士はテロスともども全員が戦没の地に、アテネの国庫支出と国家の名義の下に、共同のひとつの塚(polyandreion)に埋葬されたとする解釈である。この点で大いに参考となるのはホメロス『イリアス』第七卷三三一以下の、戦没者を合戦の現地で荼毘に付して塚に葬る場面である。

「われら自ら遺体を集め、牛と驪馬に積んでここへ運ぶとしよう。遺体は船から少し離れたところで焼き、われら帰国の折りに各人が戦没遺児たちのために遺骨を持っていくことにしよう。遺体を火葬に付した辺りには、内陸の原っぱから土を運び出して、戦没者一同のための分け隔てのない塚一基を築くとしよう(tymbon d' amphipyren hena cheuomen exagagontes akrion ek peidou—336f.)」

戦場が祖国から遠く離れた異郷の地に設定されている『イリアス』の場面であるが、テロス参戦のアッティカ辺境のエレウシスの合戦でもこれと同じような「軍隊葬」が行なわれたのであろう。ただし、『イリアス』の場合とは異なって後者の場合には市民共同体国家が大きく前面に乗り出しているのが、時代と社会の在り方の相違を反映している。

この二番目の解釈で想定するような、合戦の現場における戦没者全員の国費による埋葬をもっと明確に示唆して貴重なのは、やはり文献史料だが、『パラティナ・ギリシア選歌集 (Anthologia graeca Palatina)』一六卷二六(= W. Peek, *Griechische Vers-Inschriften I: Grab-Epigramme* [GV I], 1)として収録されているときの墓碑銘である。

Dirphynos edmethemen hypo ptychi. sema d'epi' emin

engythen Euripou demosiai kechyrtaí.

「ディルフユスの谷間にわれら敗れり。われらを覆う墓は
エウリポスの間近に国費にて (demosiai) 土盛られし塚」

向山宏氏は前掲(三〇頁)の「アテネ国葬制度成立に関する論文で確かにこの墓碑銘に言及してはいるが、論文当該箇所全文を取って引用すれば、「後者(当墓碑銘―引用者注記)は発掘場所がエウボイア島のエウリッポスであり、明らかに戦場での埋葬であることを示している」(同論文一〇四―五頁)と、見てきたような嘘混じりのとんでもない解説をするだけで、墓碑銘そのものの検討には一切立ち入らないで済ましている。だが、アテネ戦没者国葬の問題と真面目に取り組もうとする者にはそのような姿勢は許されない。シモニデス作と伝わるこの韻文墓碑銘は欧米の研究者によって、クレイステネスの改革直後の前五〇七―六年の戦いと関連づけられている。二行目の地名エウリポスはギリシア本土と東側対岸エウボイア島の都市カルキスとの間の狭い海峡を呼んで有名な地名である。一行目の地名ディルフユスのほうは、紀元後六世紀ビザンツ時代の学者ステファノス(Stephanos Byzantinos)が編纂した『古代地名辞典』の項目「Dirphys」に「エウボイア島の山(oros Euboiias)」とちゃんと出ている。この山は古代の名称を継承

して現在でも現代ギリシア語の発音で「ジルフイス(Dhryphys)」と呼ばれていて、古代カルキス領の東域に当たる場所に聳え立つ標高一、七四五呎の懐の奥深い一大山塊である。この墓碑銘に歌われている戦没者合葬墓が本土ではなくエウボイア島に存在したことは墓碑銘の文面から確実である。被葬者の国籍はどこにも言及されていないが、アテネ軍戦没者であることはほとんど疑いの余地がない。クレイステネスの改革によって誕生したアテネ民主政の打倒を目論んで前五〇七／六年、南からはスパルタとその同盟軍（ペロポネソス同盟軍）、北と東からはボイオティアの軍勢とカルキス軍が軍事介入をはかったが、ペロポネソス同盟軍が内部対立のために遠征を中断して兵を引き返したと見るや、アテネ軍はボイオティア・カルキスの軍勢に対する積極的攻勢に転じて大きな勝利を収めた。とくにカルキスに対してはその領土内にまで深く侵入して、同市の上流市民階層「ヒッポボタイ」の土地を占領没収したうえ、そこに二、〇〇〇名のアテネ市民を軍事入植者(klerouctoi)として送り込むという侵略行為にまでおよんだ。引用の墓碑銘はこのときのアテネ軍のカルキス侵攻と関わるものであって、ヘロドトスには言及のないアテネ軍の苦戦の一端を伝えていることになる。ともかく、このときの海外遠征におけるアテネ軍の戦没者は戦場での単なる「軍隊葬」ではなく、海外の地にありながらアテネ国家の名義による「国葬」の荣誉に浴したことになり、この点エレウシスで戦没のテロスの場合と大きく様子が異なっている。しかし、アテネ市民二千名のカルキス入植というアテネの強引な侵略政策遂行の事実には照らすと、この「外地国葬」の背後には領土主張を含んだアテネ国家の政策的意図が働いていたものと考えられる。

ところで、『イリアス』では茶毘に付された戦没者の遺骨の一部は戦友の手で遺族に届けられるのであって、おそらくはその段階で改めて戦没者は、遺された家族の手で本葬が営まれて墓に埋葬されたものと思われる。では、前六・五世紀当時のアテネではこの点はどうなっていたのだろうか。これをチェックするには、当時の私人墓を丹念に調べ

て、戦没者私人墓の現われ方を見ておく必要がある。次章でその作業に入ることにしよう。

注

(1) Hdt. V 77. この勝利の歴史的的重要性はヘロドトスの「かくてアテネは強大となったのであるが、自由平等 (isegoria = 原義は「発言の平等」)」ということが、単にひとつの点のみならずあらゆる点において、いかに重要な財産 (chreia spoudaion) であるか、ということを実証したのであった。というのも、アテネが独裁下にあつたときは近隣のどの国をも戦力でしのぐことができなかったが、独裁者から解放されるや、断然と他を圧して最強国となったからである」(V 78) という評価のほか、ポイオテティア・カルキス両軍捕虜の身代金の十分の一で四頭立て馬車の青銅像を戴く戦勝感謝の記念碑をアクロポリスに奉納した事実と、前四八〇年にアクロポリス占領のペルシア軍によつてこの記念碑が破壊されたために、前四四六／五年もしくはそれより早い前四五七年頃に再建している事実が雄弁に物語っている。アクロポリス発掘で現に新旧二種類の奉納台座断片が出土している。拙訳岩波文庫版パウサニアス『ギリシア案内記』(上) 一三二頁と二五七頁の注一三二―一三六参照。

四 アテネの私人墓

アルカイック期から前五世紀にかけてのアテネの墓を網羅するのは易しい仕事ではない。考古学的には盛り土の塚 (tumulus)、石槨墓 (cist-grave)、石棺墓 (sarcophagus)、陶棺墓 (tarnax)、土坑墓 (pit-grave) など多種多様の墳墓が大量に見られているが、本稿は考古学研究的の論文ではなく、対象とする墳墓はおのずから限定されることを最初に断っておかねばならない。筆者が問題追求の手がかりとするのは、なんらかの碑文・墓碑銘を具えた墓碑である。文字を欠く墓は特別のものを除いて本稿では取り扱われない。

一九九三年夏、駿台史学会大会報告の準備を始めた段階では十年來待ちつづけていた *Inscriptiones Graecae* 1³ [IG 1³] の第二分冊 (n. 501-1517) を収録) は依然として未公開 (一九九四年ようやく刊行され、原稿締切の直前になって入

手できた) だったが、幸いなことに、すでに述べたように P. Hansen, *Carmina Epigraphica Graeca I: Saeculorum VIII-V a. Chr. n.* (1983) ㄱ id., *Carmina Epigraphica Graeca II: Saeculi IV a. Chr. n.* (1989) の両巻が利用できたので、先ず韻文墓碑銘を資料整理して九八点を確認したのが本稿末尾九二頁以下の「表二」である。これらの韻文墓碑銘は比較的内容豊富なので、被葬者が戦没者か否かの判定の手がかりになる事項(戦没、*areté/agathos*, *sophrosyne/sôphron*)、墓碑建立者や被葬者の親族友人への言及などを判断材料の項目として立て、それを表示した。しかし、これだけでは材料は充分ではない。被葬者の名前だけしか刻まれていないような、韻文ではない簡潔な墓碑銘でも、それが刻文されている石碑などに施されている浮彫りの意匠から、被葬者が戦没者と判定できる場合があるので無視できない。この種の墓碑銘はようやく入手できた前掲の『ギリシア碑文集』第一巻三版・第二分冊によって整理が可能となり、百五十三ないし四の事例を拾い上げることができた。それをおおよその年代順に並べて表示したのが「表二」(本稿末尾九九頁)である。「表一」で CEG 碑文番号に下線を施してある墓碑銘は戦没者私人墓と断定できる事例で、番号がイタリック体になっている墓碑はその可能性がきわめて濃厚な事例である。「表二」では戦没者の碑文番号はイタリック体になっている。以上のほかにも、墓碑銘などの碑文はまったく無いが、破損で失われてしまっている墓碑でも、戦士像浮き彫りの装飾から戦没者の墓碑と推定できるものが多数存在する可能性もあるが、それをチェックするためには彫刻関係の膨大な美術史資料や近年の発掘報告書と取り組まねばならず、今回はとてもそこまで手を伸ばすことはできなかった。だが、上記二種類の碑文史料から得られる趨勢の判定結果には、それほどの影響を与えるものではないと思われる。

「表一」と「表二」から明らかのように、アテネにおける韻文の墓碑銘は前六世紀前半に始まり、散文の簡潔な墓碑銘は前七世紀にまで遡る。いまここに大雑把な年代枠を設けて、双方の表の各々の事例数を書き入れてみると、つぎの

年代枠		表一	表二
(一) 前五〇〇年以前		六二	三六
(二) 前五世紀前半		八	八
(三) 前四一〇—四二五年		七	五七
(四) 前四二五—四四〇年		二一	五二
計		九八	一五三

図1のようになる。

図1

この図で先ず「表一」の欄の(一)の時期についてコメントすれば、韻文の墓碑銘を伴う墓六二例中、実に六〇例が前六世紀後半に集中しているのである。ところが、(二)の時期の前五世紀前半にはわずかに八例に激減する。同様の傾向は「表二」の、墓碑銘が韻文ではないほうの墓にもはつきりと窺える。韻文墓碑銘は(三)期にも低迷をつづけ

るが、前五世紀末の(四)期にはふたたび急激な増大の傾向を示す。韻文でない墓碑銘のほうは「表二」から分かるように、(三)期の碑文例にはその年代が(四)期にかかる可能性のあるものがかかり含まれているので、割り切った表現は慎まねばならないが、それでも前五世紀半ば直後の頃からのかなり著しい増加傾向が見て取れる。

これらの墓碑銘のうち実際に戦没者私人墓のものと推定できるのは幾例かを調べる前に、どうしても図1・(二)期・前五世紀前半の、私人墓碑銘の急激な減少という顕著な現象に考察の目を向けておかねばならない。先にも断っておいたように本稿は墳墓遺蹟一般の考古学研究ではなく、対象を墓碑銘という文字資料(碑文史料)に限定しているので、「墓碑銘激減」を即座に「埋葬慣習の衰退」に結びつけるような論議の展開には至らない。韻文であろうとなかろうと墓碑銘を伴う墓の多くは、丸彫りの彫像を戴いたり浮き彫りの石碑が立てられる台座を伴って、これらの墓の建立者の多くは富裕者階層に属していたと推定できるので、庶民一般をも含めた葬制の論議にまでは広げることができない。したがって、図1から得られた上述の鮮明な状況証拠はアテネ富裕者階層の間における葬制上の、厚葬抑制の方向への意識変化を裏書きしているのである。この点でしばしば傍証に挙げられるのは共和政末期ローマの文人キケロの『法律論(De Legibus)』二・六四／五の一節である。キケロは前四世紀末のアテネの政治家で哲学者

でもあったファレロン区のデメトリオスの著作を引用しながら、上述のような葬儀の場における過度な慟哭や富の誇示を規制したソロンの法について語り、「ただし、墓そのものに関してソロンの法には、墓場を荒らしてはならないとか、墓本体や付属の円柱などの装飾記念碑を破壊投棄した者は処罰を受ける、という以上の規制はなかった」としたあと、さらにこうつづけているのだ。

「そこで、その後(post alquanto)、われわれが現にケラメイコスでまのあたりにする墳墓に見られるような贅沢の風潮に対処するために法律が定められて、何びとも十人三日がかりを越える規模の墳墓の造営はまかりならず(ne quis sepulcrum faceret operiosius quam quod decem homines effecerint triduo) 墓を絵画の類で飾り立てたり、いわゆる「ヘルメス像」(=墳墓用の彫刻一般の類)を建立することも禁じられた(neque id opere tectorio exornari nec hermas, quos vocant, licebat imponi)」

この墳墓造営規制法の制定時期についてキケロは漠然と、「その後、あるとき(alquanto)」としか語っていないので、前六世紀初めのソロンの時代と前四世紀末のデメトリオスの時代との中間のときということしか判明しないが、前五世紀前半の墓碑銘の激減をこの法律と関連づけて、その制定時期を前五世紀初めに置く見解が有力である。³しかし、最近の論文集 A. Boegehold - A. Scafuro (ed.), *Athenian Identity and Civic Ideology* (1994) に収録の I. Morris, "Everyman's Grave", 67-101 の論議は傾聴に値する。アテネの葬制上の変化はギリシア世界全体の動向を視野に含めて観察すべきであり、豪壮墓の後退が前五〇〇年前後の頃のギリシア全域に広く認められる傾向である限り、一片の法律でもって前五世紀前半のアテネの記念碑的墳墓の激減が説明し尽くせるものではない。法律論的アプローチは文化史

の宿す可能性の芽を摘んでしまう(p. 89 f. 43)との指摘は鋭い。われわれは墓碑銘激減の現象を法律制定の結果ではなく、アテネ富裕者階層の自制、そのような自制を強い政治的社会的環境との関連で解釈を試みなければならぬ。

注

- (1) たとえば、G. Richter, *Achaic Gravestones of Attica* (1961), *Stelai* 45 (535/25 B. C.), 46 (c. 530 B. C.), 65 (c. 520 B. C.), 66 (c. 510 B. C.) を挙げる事ができるが、全体の把握は現段階では筆者にはできない。
- (2) 「表一」はこの点に留意して墓碑銘の記載場所と伴出記念碑についての項目を設けておいた。その簡潔なメモから明らかによろしく、前六／五世紀の韻文墓碑銘の大半は台座に刻まれており、しかもその台座には石碑よりむしろ丸彫り彫刻を安置した溝穴が点々と残っていて、その墳墓記念碑の豪華さを偲ばせてくれる。これに対して前四世紀の韻文墓碑銘は、その大半が浮き彫りの施された石碑の表面に刻まれていて、前代主流の墳墓裝飾との風潮の相違を強く実感させる。
- (3) たとえば、ギリシア葬制研究の教科書 D. Kurz-J. Boardman, *Greek Burial Customs* (1971), 89f. 参照。

五 戦没者私人墓

先ず韻文墓碑銘一覧の「表二」だが、墓碑銘の文面や彫像意匠から戦没者の墓と断定可能な事例には、最初の項目欄の CEG 番号に下線が施してある。CEG 13, 19, 27, 30, 47, 79, 82, 87, 88, 90, 94, 99, 100, 101, 102 の計一五例がそれである。参考のために古い時代の事例数点をここに試訳して、紹介しておこう。

- (1) CEG 13 (c. 575-550 B. C.) = GVI 1226

「市^{いち}の方^{かた}なり、他所^{よそ}からの旅の方なり、いずれの方も

勇士テティコスを悼みつつ通り過ぎ給え、

彼、戦場の露と消え、若き青春を失いし者なれば。

各々方、この点を哀惜のうえ、雄渾の志に邁進し給え」

[eite asto]s tis aner eite chsenos/ alothen elthon:

Tetichon oiktira/s andr'agathon parito.:

en polemoi/ pthimenon. nearan heben olesanta.:

taut'apodyramenoi nesthe ep/i pragm'agathon.:

(2) CEG 19 (c. 550-530 B. C.)=GVI 1488

「クセノクレスよ、「人はみな」勇敢なる戦士に心惹かれ

汝の墓を間近に見ては、「その丈夫振り？」に想いを致さん」

[.....]s aichmeto, Chsenoklees, andros/ [epi]s tas

sema to son prosidon gno/[set]ai en[orean?]

(3) CEG 27 (c. 540-530 B. C.)=GVI 1224

「足を止め、哀悼せよ、戦没の勇士クロイソスの墓に向かいて。

先陣にありし彼を猛々しき軍神アレスが滅ぼし給えは」

stethi : kai oiktiron : Kroiso/ para sema thanontos :

hon/ pot'eni promachois : olese/ thoros : Ares.

(4) CEG 47 (c. 52R-500 B. C.)

「かつてこの場所でひとりの男は少年を愛して誓約に誓った、
裁判沙汰の類も、涙もたらず戦争も、一心同体に戦わんと。

吾(墓)は、戦場に生命果てしエロイアダイ区民グナティオスの、
神聖なる塚なり」

enthad'aner omoseln kal/ta horkia paidos era[s]/this

neikea symmeischiln](sic) / polemon th'ama da/kryoenta.

Gnathio./ to sphycne (sic) olete[n dai] / hieros eimi/

to Heroiado.

これら戦没者の墓碑銘はいずれも、道行く人たちに哀悼を求めたり発奮をうながしたりしているが(この点(4)は例外)、墓碑建立者や親族のことはまったく触れられていない。この時代の墓碑銘にはその墓が街道沿いに建立されている旨を歌った事例が散見されるので(CEG 16, 28, 39)、一族の墓地とは限らず人目につく場所に建立されていたものと思われる。

つぎに、戦没のことは歌われてはいないが、戦没者の可能性のある墓碑銘にはCEG番号をイタリック体にしておいた。そのさい、判定の拠り所としたのは墓碑銘で歌い上げられている被葬者の諸々の徳性のうち、*areté/agathos*,

sôphrosynê/sôphrôn の語で示される徳性の有無である。これらの徳性の特筆が戦没者に深く関わることを教えている点ではなほだ貴重なのは前四〇〇年頃の韻文墓碑銘 CEG 102 である。

「意気盛んなる冥界神ハデスの娘御、女主人にましますソフロシユネ様、

貴女と、それに戦巧みななるアレテ様とを特に厚く敬ったがために、

メリテ区民にしてクレイデミダスの息子なるクレイデモスはここに眠る。

彼、かつては父の張り合いなりしが、いまは母親の悲しみとなりて」

potnia Sôphrosynê thygater megalophronos Aidôs.

pleista se timesas eupolemon te Aretên

Kleidemos Meirteus Kleidemido enthade keitai.

zêlos patri pot'ôn, met[ri de nyn o]dy[ne].

この墓碑銘の被葬者が戦没者であることは、彼の死が「戦巧みな(eupolemos)アレテ様(Aretê)」への厚い尊崇のゆえであったとされている点から疑問の余地はない。この詩で神格化されている sôphrosynê, aretê はいささか翻訳の困難な言葉であるが、後者のほうはここでは「戦巧みな(eupolemos)」という形容詞がつけられているので、ホメロス英雄叙事詩のそれと同じく「武勇」と理解することができる。前者のほうはここでは冥界神ハデスの娘と位置づけられて、勇者を戦死に導く女神とされている。sôphrosynê という言葉そのものは、「市民としての、あるいは公民生活の」節度をよく弁えた良識的な判断力」というような意味合いの言葉である。この墓碑銘が訴えたいのは、メリテ

区民のアテネ市民である被葬者が私心を捨てて国家のために勇敢に戦い、そして死んでいったということなのである。ともかく、*areté/agathos, sôphrosynê/sôphrôn* の語に着目して戦没者の可能性が大なりと判定し、碑文番号をイタリック体にしたのは CEG 14, 16, 20, 28, 31, 34, 36, 41, 42, 50, 58, 59, 61, 69 の計一五例で、いずれも前六世紀に属する。このうち CEG 58 (IG¹ 1357) については、やや立ち入った検討を加えておきたい。

「深き哀悼に落涙、嗚咽しつ立つ吾（＝墓石）は、いまは亡き

ナクソスの人アナクシラスの石碑の墓。

アテネ市民団は、在留外人なるこの彼を

その節度弁えたる良識と武勇に報いて、格別に顕彰せり。

彼のため、死者の厳肅なる持ち物として吾を建立せしはティモマコス、

アリストンの子息に好意寄す者にしあれば」

dakryoen polyptêthes Anachsia ed'oloph/ydnon

lainon esteka mnema kataphthimê/meno:

Nachsio on tieskon Athenaioi metaikon

ech/socha sôphrosynes eneken ed'aretês:

toi m'epi Tim/omachos geraron kteras oia thanonti

theken A/ristonos paidi charizomenos.

墓碑そのものが一人称で「吾は・」と語りかける趣向はわれわれ日本人には奇異に思われるが、古代ギリシア世界では事物の一人称化は日常的な表現形式である。それはともかく、この墓碑銘には問題の *sophrosynē* と *aretē* がセットになって現われていて、被葬者アナクシラスが戦没者である可能性がきわめて濃厚である。しかも、彼はアテネ市民ではなく、ナクソス島出身のアテネ在留外人 (*metoikos*) であるという点が筆者の興味関心を掻き立てる。他の例に比べてかなり長い韻文のこの墓碑銘は、九二~~三~~四方で高さ三〇~~三~~の彫像用大理石台座の正面壁面に六行にわたって刻まれている。一九六二年六月、テミストクレス城壁 (前四七九／八年造営) のディピュロン門南槽の中から出土し、発掘主任のドイツ人研究者 *Wilmensen* によって学界に公表された。彼の校訂したテキストでは三行目末尾の単語は *metoikos* と読まれ、SEG XXII (1967), p. 79 にもそのままの形で新史料として収録された。しかし、筆者が明治大学の在外研究でアテネに下宿生活していた一九八三年五月、筆者はケラミコス考古学博物館碑文室でこの墓碑銘に初対面し、その場で観察精読したところ、この碑文で最も注目に値するこの単語について、古代の石工の彫り間違えとその修正の痕跡を確認した。石工は最初 METEOKON と彫ったのだが、四字目の E について自らの誤りに気づき、この E を巧みに修正して A に彫り直していたのである。この発見は緊急報告の扱いで即刻、『在アテネ・イギリス考古学研究所年報』(BSA) 七九卷 (一九八四年) に掲載された。一方、これとは別に最初のテキスト校訂の文法上の無理が *Hansen* その他の学者によって正された。そのような経緯を経て墓碑銘テキストの改訂版は一九八七年に SEG XXXIV (1984), p. 47 として公認され、本年、一九九四年には本格的な『ギリシア碑文史料集成』一卷三版第二分冊に IG I³ 1357 として収録された。そのようなわけで、上記のアナクシラス墓碑銘のテキストは SEG 58 ではなく、IG I³ 1357 の原文をローマ字転記したものである。筆者は緊急報告の BSA 79, 1-5 の論文ではさらに、アナクシラス戦没の戦争を前五〇七／六年の対ポイオティア・カルキスの戦いであると推定して、前五一〇年以前としていた

Willemsen の年代を前五〇六年頃に引き下げることが提唱したが、Hansen も前五一〇/五〇〇年の年代幅に入っていた。

碑文学的な説明がつい長引いてしまったが、以上の推測が正しいとすれば、このアナクシラス墓碑銘は先に紹介しておいたデルフュス合戦戦没者の墓碑銘（四九頁）と密接に関連することになり、そこから様々な問題の所在に気づかされる。(1)アナクシラスの戦没地はどこだったのか、(2)それが何処であれ、彼はテロスやデルフュス戦没者たちのように合葬墓に「国葬」されたのか、(3)「国葬」ではなくても、軍隊葬として戦没者合葬墓(*polyandrefion*)に埋葬されたのか。これらの点については推測の手がかりさえほとんどない。そこでアナクシラス墓碑銘を細かく検討する必要がある。確実なことは、この墓碑銘を戴く墳墓は私人墓であり、その建立者はアナクシラスに好意を寄せるティモマコスなる一人人であったということである。このティモマコスがアテネ市民であったのか、それともアナクシラスと同郷のナクソス市民であったのかは残念ながらわからない（おそらく後者であろう）。注目に値するのは墓碑銘文中の「アテネ市民団は、在留外人なるこの彼をその節度弁えたる良識と武勇に報いて、格別に顕彰した」の一節である。私人墓の墓碑銘という私文書のなかにアテネ国家の公的な行為、しかも、戦没在留外人の武勲表彰という民会決議事項が言及されているのである。「在留外人(*metaioikos*)」の語も、「節度弁えたる良識と武勇に報いて(*sophrosynes eneken edaretes*)」の句も、公文書の正式の表現が再録されている可能性がある。この見解が正しければ、われわれはアナクシラス墓碑銘を証拠に、前五〇八年頃のクレイステネスの改革によるアテネ在留身分の成立と、在留外人はその身分成立の当初から兵役義務を負っていた事実が確認できるのである。この点でアナクシラス墓碑銘はアテネ国制史の研究資料としても貴重なのである。

ここで本論にもどって、アナクシラス墓碑銘にいうアテネ国家による彼の武勲表彰が、はたしてデルフュス合戦

の戦没者の場合のような合葬墓への「国葬」を指すのかどうかの点が問題として浮び上がってくる。この問題は、実はヘロドトスの「クロイソス対話」のテロスの場合（上記四六頁以下参照）とまったく共通する問題でもある。テロスの場合、彼の「国葬」が「殊勲甲の大きいなる表彰」そのものであったのか、それとも「国葬」に加えて「殊勲甲の大きいなる表彰」がなされたのか、そのどちらと判断するかの問題である。可能性から考えれば、テロスがエレウシス合戦の唯一の戦没者であったはずはなく、彼単独の「国葬」は想定しにくい。他の戦没者ともども、ディルフュス戦没者のように戦没者合葬墓の塚に「国葬」されたに違いない。したがって、テロスに特別であったのはそれ以外の格別の「殊勲甲の大きいなる表彰」であったと思われる。この点で参考に値するのは、パウサニアス『ギリシア案内記』が伝えてくれている前二八七年の、占領マケドニア軍に対するアテネ反乱のときに戦没したアテネ市民レオクリトスの事例であろう。彼はこのときの戦没者一三名のひとりで、仲間ともどもケラメイコスの「国家の墓地(Demostion Senai)」に国葬の礼をもって埋葬されたが（一卷二九章一三節）、そのほかにも戦勝記念の国家奉納品に彼の名と武功が特別に刻文されるという「殊勲甲の表彰」の荣誉に浴した（同巻二六章三節）。以上の諸点から総合的に判断すれば、在留外人アナクシラスの場合も、テロスやディルフュス戦没者の場合と同様に、それが何処であれ合戦の現場に「国葬」され、それ以外に「格別に(exochia)」彼の武功を讀えて何らかの形で荣誉を授けられたものと思われる。ただし、アナクシラスの墓は国家の造営ではなく、完全な私人墓であることはすでに見たように墓碑銘の文面から明白である。このように考察を重ねてみると、「表一」・「表二」に検出された戦没者の墓もアナクシラスの墓と同様、現地「国葬」の戦没者合葬墓とは別に親族(CEG 61—母親の指図で息子たちが建立)や戦友たち(CEG 30, 59 参照)の手で建立された第二の墓としての私人墓であったことが判明してくる。親族や友人に当たる戦没者が中心市アテネや彼らの住所から遠く離れた合戦の現場に、たとえその埋葬が国家の費用による「国葬」の形をとったとしても、戦没

者合葬墓に埋葬されているだけでは身近な者の哀悼の念抑え難く、そのために家族としての葬儀を営み、新規の墓を造営するにいたつたのであろう。その墓は空墓 (kenotaphos) の場合もあれば、戦場の現地の合同茶毘の分骨を宿した墓も存在したのであろう。

さてつぎに、「表二」について戦没者の墓碑銘と推定される事例が確度の高いもの一五例、ある程度の可能性あるものこれまた一五例であることはすでに指摘しておいたが、これをもっと詳しく観察しておく必要がある。「表二」については碑文番号をイタリック体にしたものが、墓碑浮き彫りなどの裝飾意匠から戦没者の墓碑銘と推定できる事例で計五例にしか過ぎない。この結果をまとめて、年代枠ごとの戦没者墓碑の件数を図1の中に括弧をつけて内数として表示すると、つぎの図1Aのようになる。

年代枠	表一	表二
(一) 前五〇〇年以前	六二(二〇)	三六(二)
(二) 前五世紀前半	八(一)	八(〇)
(三) 前四五〇—四二五年	七(二)	五七(二)
(四) 前四二五—四〇〇年	二(七)	五二(三)
計	九八(三〇)	一五三(五)

図1A

[内数は戦没者墓碑銘]

この図1Aの(一)期・表一の欄に戦没者墓碑銘が集中的に現われているが、本稿末尾の「表二」そのものを観察すると、その圧倒的多数は前六世紀後半に属していることが歴然である。アテネ政治史の画期である前五一〇年の僭主政倒壊や直後のクレイステネスの改革の時期に着目しても、むしろ暫増の気配さえ感じられるほどである。それがつぎの(二)期に移ると激減する。図1A・表一の欄では八例中の一例 (CEG 79) にしか過ぎず (表二欄では八例中ゼロとなっている)、しかも、その一例はアテネ国内ではなくインプロス島出土の墓碑銘である。おそらくこの島に入植していたアテネ人で、海戦で戦死した人物の墓碑銘であろう。ともかく、この事例はアテネ国内の葬制事情の直接的な資料とはならず、したがってこの欄は実質的には七(〇)と考えてよい。

つぎに図1Aの(三)期・表一欄に移ると、七例中二例(CEG 82, 87)が戦没者の墓碑銘。だがCEG 82は、「祖国のために戦って輝く青春を失う」と歌われてはいるがレムノス島出土で、明らかに海外入植のアテネ市民の墓碑銘。これまたアテネ国内事情の直接的資料ではない。CEG 87のほうは詳細不明ながらアテネ市内の出土で、墓碑銘には、被葬者マネスは「アテネ生まれのフリュギア人で、 \wedge 私に優る木彫師(Hylomios)を見た験しがない \vee 。彼は戦没せり(en polem(εἰ) apethanen)」と歌われている。アテネ市民ではなく在留外人の事例であることに注意しておこう。したがってこの欄は実質的には六(一)となる。(三)期・表二欄の五七例中の一例(G² 1376)ケラメイコス出土の被葬者の名はゲテス(Getes)、明らかにトラキア系外人である。その墓碑には矢筒の絵が彩色されていて、弓兵としての戦没を物語っている。

(四)期について見ると、表一欄は二一例中七例(CEG 88, 90, 94, 99, 100, 101, 102)が数えられる。直前の(三)期の四半世紀に比べると実数の点でも比率の点でも格段の増大である。94は出土地不明だが、その他はアテネ市内ないし近郊の出土である。

88の被葬者は楯兵(Pelastes)として戦死しているので外人傭兵だったかもしれない。

90は市内の古代広場(アゴラ)の出土だが、最近の研究によれば、パウサニアス(『ギリシア案内記』一卷二九・六)がケラメイコスの「国家の墓地(Demision Sena)」で見た騎士二名の浮き彫りのあるメラノポスとマカルタトスの墓碑の断片にはかならないとされながら、私人墓に分類されている(G¹ 1288)。

94は前述のように出土地不明だが大英博物館に現存し、絵画装飾の痕跡が残っている。被葬者ディエトレフェスは黒海入り口のバリオン出身のアテネ在留外人で、墓碑の肩書きには「兵士(Stratiotes)」とあり、彼の愛する母

親が墓を建立した旨が墓碑銘の詩に歌われている。在留外人戦没者ながら母親その他の家族への言及が注目にする。

99はアテネ市東郊ハランドリの出土で、被葬者は原籍区フリユアのれつきとしたアテネ市民。騎士像浮き彫りの石碑に墓碑銘が刻まれていて、「祖国は私が多数の敵兵を討ち倒したことを知っており……私が合戦で武勇を奮って建てた戦勝碑がすべてその証人なり」と武勲を誇っている。

100はアゴラの民家出土の台座断片。被葬者の名前や身分は残欠で不明だが、「戦って……敵軍の傲慢を……」と歌われている。

101はアゴラ出土で、わずかに残っている墓碑銘には「猛々しい軍神アレスが……祖国の地の……」と読み取れ、戦没者の墓石であることは確実。

102は先に五八頁以下で詳しく紹介しておいたアテネ市民クレイデモスの墓碑銘。石碑には葬礼の壺（ルートロフォス）の浮き彫りが施されている

一方、(四)期・表二欄の五二例中三例(G¹ 1314, 1315bis, 1371bis)の戦士墓について簡単にコメントしておく。1314はサラミス出土の石碑で、男子二名の名と重装歩兵二名の浮き彫りが施されている。1315bisはアッティカ田園メレンダ出土の大理石の墓石で、葬礼壺の形に彫られている。その表面に男子二名の名が刻まれ、武装姿の青年と髭の男の浮き彫りが施されている。最後に1371bisは田園のデクレイア出土の石碑。被葬者は「テゲア人リサス(Lisas Tegae[tes])」と刻まれていて、楯兵が右側へ走る姿の浮き彫りが施されている。外国兵戦没者の墓というわけである。

以上、アテネ関係の戦没者私人墓の墓碑を検討してきたが、外人の墓が相当数含まれていることも判明した。アテネ富裕市民の墳墓造営に対する姿勢を探るためには、ここで一旦視点を移して戦没者の墓に限定せず、私人墓一般のなかにどれほど非市民（海外入植のアテネ人も、前述のように本稿の文脈上、これに含まれる）の墓が混じっているのかを「表一」・「表二」と図1を利用して表示しておこう。次章以下の論旨の展開に有益と思えるからである。ちなみに非市民は、「表二」ではCEGの番号の頭に★印をつけ、「表二」ではIGIの碑文番号に下線を施しておいた。それらをまとめて図1の基本図を元に図表化すると、図1Bのようになる。括弧内が非市民私人墓の件数（内数）である。

私人墓の墓碑銘全体の中で非市民の墓碑銘の占める割合を数値で表わすことは、この図表の性格上はばかられる。各欄の数字から括弧の内数を引いた件数のすべてが国内で埋葬されたアテネ市民の墓碑とは限らないからである。たとえば(二期・表一)の欄だが、数字は八(二)とはなっているものの、CEG76はエウボイア島エレクトリアの出土で、同近海で遭難死したと思われるアテネ人海員(Mautilos)の墓碑。それゆえ、アテネ国内事情に視野を限るなら、除外すべきかもしれない。さらにCEG80はアイギナ出土の墓碑銘で、「(二期)通行の皆様ご機嫌よろしく。私は祖国の地をあとにここに眠る」と歌われているように、移住転居が商用か、ともかく祖国を離れていたアテネ市民の国外墓碑。

年代 枠		表一	表二
(一) 前五〇〇年以前		六(二)(三)	三六(五)
(二) 前五世紀前半		八(二)	八(五)
(三) 前四五〇—四二五年		七(四)	五七(二五)
(四) 前四二五—四〇〇年		二(四)	五二(二四)
計		九八(二三)	一五三(四九)

図1B
(内数は非市民)

前者同様、除外が適切かもしれない。CEG79はインプロス島出土の、同島入植のアテネ人の墓石。先にも触れたように(六三頁)本稿では、海外入植のアテネ人は非市民として扱うので、「表二」では★印をつけておいたが、アテネ国内事情とは直接的には無関係なので、これもまた除外が適切かもしれない。

だがCEG 77は、エレトリア出土ではあるが、墓碑銘には「(被葬者ブレイスティアス) 祖国はスパルタなれど、土地広きアテネで育てられ、同地で死の宿命に遭遇」と歌われているので、墓石は本来はアテネの国土内に建立されていたことが判明し、除外の必要はない。そのような次第で、図1B(二期・表一欄の八)は厳密を期せば、五(一)となる。しかし、大局的には墓碑建立の趨勢把握には余り影響はない。図1Bで改めて注目すべきは、ひとつは(二期・前六世紀には全体の件数に比して非市民の件数がきわめて少ないこと。第二には、(二期・五世紀前半の著しい墓碑銘激減のなかで、表二欄・非韻文墓碑銘に関しては非市民のその占める割合がきわめて高いこと。第三に、(二期の前五世紀第3四半期には、韻文墓碑銘の件数は年代幅で考えれば暫増の傾向が認められる程度に留まるが、非韻文墓碑銘のほうは激増が著しい。しかし、非市民の占める割合は韻文、非韻文とも大して変わらず、全体の半分程度である。ところが、(四)期・前五世紀末になると様相は大きく変化して市民の墓碑銘の割合が増大し、とくに韻文墓碑銘においては市民の墓碑が圧倒的多数を占めているのである。ここに検出された墓碑建立の趨勢の微妙な変化は何を物語るのだろうか。章を改めて吟味することにしよう。

注

- (1) 図1Aの(二期・表二欄)について補足説明すれば、三六例中唯一例の戦士墓は美術史的に有名な作品。石碑には左手に槍をもつて立つ姿のあご髭の戦士像が浮き彫りされていて、彼の足元には ΕΡΤΟΝ ΑΠΕΤΟΚΑΒΟΕΣ (=「アリストクレスの作品」)と彫刻家の署名があり、この石碑を載せた台座の正面壁面に ΑΡΕΤΙΟΝΟΣ (=「アリストイオンの(墓)」)と戦没者の名前だけが簡潔に刻まれている。G. Richter, *Archaeic Gravestones of Attica* (1961), 47 Stele 67, figs. 156-158; IG¹ 1256.
- (2) CEG 73, 74, 75, 77/79の五件が全体数で、77が内数(一)の外人墓となる。同様の方法で(二期・表二欄)に当たると、CEG 82が外れるので(四)は六(三)となる。

六 戦没者国葬制度の成立と私人墓

本稿の冒頭にペロポネソス戦争初年度のペリクレスの葬送演説で有名なアテネの戦没者国葬を紹介しておいたが、当時すでに「父祖伝来の仕来り(Patrios Nomos)」とみなされていたこの制度の成立時期について議論のあることも触れておいた。私人墓とこの戦没者国葬制度とは直接関連がなさそうだが、前章で検証した前五世紀前半の私人墓の墓碑銘激減の減少ぶりは余りにも印象的で、その背景に働く市民意識の次元では、戦没者国葬制度の導入と内面的につながりがあったのではないかと思われてならない。テロスの事例やディルフュス合戦の戦没者の場合に見たように、おそらくは遅くとも前六世紀初頭のソロンの時代には、ホメロス英雄叙事詩の世界とは異なって、合戦の現場に合葬墓を築いて「軍隊葬」を営み、分骨の遺骨を持ち帰って遺族に引き渡すだけというのではなく、国家が「国庫支出」という形で現地合葬墓の造営に関わっているのである。その意味では確かに戦没者国葬に相違ないが、古典期の「父祖伝来の仕来り」、すなわちパトリオス・ノモスとしての戦没者国葬とは基本的な点で質的な違いがある。そのため本稿では前六世紀アテネの戦没者国葬を云々するさい、国葬の語に鉤括弧をつけて「国葬」と表記してきた。パトリオス・ノモスの戦没者国葬では戦没者の遺骨は祖国アテネに持ち帰られて、同じ年度の戦没者は合同で年に一度の国葬が営まれたうえ、アテネの城門「ディピュロン(=二重門の意味)」を出て北西一・五軒のアカデミアに至る街道筋に設営されていた「国家の墓地(Demision Sema)」に埋葬された。そのさい、従来の現地軍隊葬ないしは括弧つきの「国葬」とは異なって、第一章で紹介したようにアテネでも、そしておそらくはタソスでも、国葬当日より一日ないし二日ほど前の一定期間に設定された「遺体安置(Prothesis)」の儀式の段階で遺族や友人は戦没者の遺骨に直面して、公共の場ながら各自、戦没者追悼の最後の別れに浸ることができた。アテネにおける本格的な戦没者国葬の制度の成

立にはデーモシオン・セーマの設置が決定的に重要な意味をもつと考えられるのである。ちなみに、われわれは「アイスキュロス伝」の一節から、前五世紀前半のゲラ市にすでに「国家の墓地(demōsia mnēmata)」の存在したことを知るのであるが、アテネはどうだったのだろうか。

現在、デイピュロン門の遺蹟を外に出て、そのまま古代のアカデミア街道沿いに進むと、間もなく左手に「スパルタ軍戦没者の墓」の壮大な石組み基壇部の外壁が見えてくる。基壇の上端にはスパルタ文字の裏文字で刻まれた墓碑銘(IG II² 11679)の複製が置いてあって、軍指揮官(polemarchos)ThirakosとChaiton二名の名が読める。クセノフオン(Hellenika II 4.33)によれば、前四〇三年、スパルタ軍占領下のアテネで民主派勢力とスパルタ軍との間に衝突が起こり、上記二名の軍指揮官とオリュンピア競技会優勝経験者Lakratesその他が戦没したという。発掘調査で墓全体として一三体の遺骨が発見されたが、中央区画の三体はとくに丁重に埋葬されていた。¹⁾ 上記の三名にはかならない。当時のアテネ当局「十人委員(Dioi dekai)」が政治的配慮から、これらスパルタ軍戦没者の墓を「国家の墓地」に国費で造営したものと思われる。この墓の先のところにも、円堂の遺構を伴う豪壮な墓の一部が発掘で姿を現わしている。紀元後二世紀半ば、『ギリシア案内記』の著者パウサニアスはアテネの、この「国家の墓地」デーモシオン・セーマを訪れて、詳細な記録を遺してくれている(一卷二九章三一―一五節)。しかし、前述の「スパルタ軍戦没者の墓」への言及はない。パウサニアスは決して「国家の墓地」の全貌を伝えているわけではなく、その記録は彼なりの取捨選択を行なったうえでの報告とみなさねばならない。彼の叙述は大政治家・將軍四名の個人墓に始まり、²⁾ ついで、

「海戦であれ陸戦であれ、戦没の運命をともにしたアテネ軍將兵全員のための墓(mnēma)がここにあるが、彼らのうちマラトンで戦った者たちは別格である。戦士市民の鑑なるがゆえに、彼らの墓(taphos)はいずれも合戦の現

場に営まれているのだ。彼ら以外の戦没者がこのアカデミア街道に眠っていて、彼らの墓の上には各人の名前と原籍区(demos)とを告げる石碑(stela)が立っている。最初に(protoi)に(戦没者合葬墓に)葬られているのは……」(四節)

との解説を挿んで、前四六四年のトラキア遠征ドラベスコ合戦戦没者の合葬墓に話が移る。その後は、戦没者合葬墓(polyandron)の合間あいまに大政治家などの個人墓が混じりながら叙述が進み、最後、アカデミアの入口に相当近づいたと思われる段階で(一五―六節)ふたたび、冒頭箇所同様、個人墓八基の叙述で終わっている。その間、パウサニアスの写本に若干の乱れがあつて、読み取れる墳墓の総数がテキストの解釈によつて異なり、人によつて多少の誤差が生ずるが、大雑把に言つて四十数基にもおよぶ。

「国家の墓地」設立年代推定の観点から、パウサニアスがそこに挙げている墳墓のうち、どれが最古の墓ないしは被葬者であるかを見渡してみると、個人墓では前五―一四年の僭主暗殺者ハルモディオスとアリストゲイトンの両者(一五節)。戦没者合葬墓では、むしろ早い箇所挙げられている対アイギナ戦争戦没者の墓。パウサニアスはその被葬者たちは「ペルシア軍が侵攻してくる以前にアイギナと戦つた人たちであつた」と語り、つづいてこう書いている。

「そして、事実そうなのだが、奴隷たちが国家の手で埋葬され、彼らの名前が石碑に刻み込まれることをアテネ市民たちが容認したとあれば(ei de kai Athenaioi metedosan doulous demosiai taphēnai kai ta onomata engraphēnai stela),それはまことに正義にかなつた市民団の評議であつた。戦場において彼ら奴隷が主人たちに仕えて勇敢

だつた旨(agathous sphas en polemoi genesthai peri tous despotas)を同石碑は明言している」(七節)

パウサニ阿斯は現場で克明に墓碑銘を読んでいるわけだが、ここでわれわれは奴隸参戦の点に着目して、同じパウサニ阿斯『ギリシア案内記』のマラトン古戦場遺蹟探訪のくだり(三二章三―七節)に当たると、その冒頭にこう書かれている。

「平野部にアテネ軍戦没者たちの墓(taphos)が一基あって、その上には戦没者の名前を部族ごとに分けて刻んだ何本かの石碑(stele)が立っている。さらに別にもう一基、ボイオティアのプラタイアイ人と奴隸たちの墓がある。このときが初めての例なのだが、実は奴隸たちも合戦に加わったのである(emachasanto gar kai douloi tote proton)」(三節)

前四九〇年のマラトン合戦の勝利は、後世のアテネ市民にとっては国家最大の栄光であった。「マラトン戦士(Marathonomachai)」像はまさに戦士市民の鑑であった。そのようなところから、合戦の勝利はアテネ市民団に独占される傾向が生まれ、奴隸はおろか友軍のプラタイアイ人さえ、「マラトン合戦」の歴史的舞台から忘却、抹殺されていくことになった。この合戦における奴隸参加を伝えるのは大歴史家のヘロドトス、ツキジデスではなく、現地踏査の『ギリシア案内記』のパウサニ阿斯ただひとりという事実が、後代の「偏向」をみごとに裏書きしている。

それはそれとして、パウサニ阿斯を信頼して二つの記事を突き合わせると、「ペルシア軍が侵攻してくる以前に(prin e stratusai ton Medon)」とされている対アイギナ戦争は前四九〇年の第一次ペルシア戦争よりあと、第二次

ベルシア戦争以前と年代幅が設定されることになる。しかし、アテネ戦没者国葬制度に関する画期的業績である F. Jacoby, *PATRIOS NOMOS: State burial in Athens and the public cemetery in the Kerameikos*, *JHS* 64 (1946), 37-66 (= *Abhandlungen zur Griechischen Geschichtsschreibung*, 1956, 260-315) は同じパウサニアスに依拠しつつも、大物政治家・將軍の個人墓から戦没者合葬墓に移るさいに挿まれた前述のコメント(六九頁以下)の最後の一節、すなわち「最初に(戦没者合葬墓に)葬られているのは(*protai de etaphesan*)」という句の「最初に(*protai*)」の意味を時間的な「最初」と解釈して、パウサニアスの語るドラベスコスの大敗北がアテネ市民に大きな衝撃を与えたのが契機となつて、前四六四年にアテネ民会は「国家の墓地」設置を議決したと推測した。これに対して Ch. Clairmont, *Patrios Nomos: Public Burial in Athens I* (1983), 7-15 は問題の「最初」を「ディピュロン門からやって来て最初」と場所的意味として捉え、パトリオス・ノモスとしての戦没者国葬制度の成立はベルシア戦争以後だが、前五世紀七十年代にまで遡るとの見解を示している。そのほかにも諸説が乱立しているが、筆者としては、アイギナ戦争の年代を上述のように解釈して前四九〇年と前四八〇年との年代幅の中間に置き、アテネ高官職選挙方式改正によって將軍職の権限増大が計られた前四八七七年の制度改革の背景には、実はその前年に再発した対アイギナ戦争の緊迫した状況があったと推測したい。欧米学界の最近の有力説よりその成立年代を十年ないし二十年もさかのぼらせることになる。

「国家の墓地」の設置、すなわちアテネ戦没者国葬制度の成立年代をこのように前五世紀八十年代前半にまで引き上げると、当然問題になるのは、前四八〇—四七九年の第二次ベルシア戦争のアテネ軍戦没者の合葬墓がサラミスやプラタイアイなど、いずれも合戦の現場に営まれていたという事実である。折角の戦没者国葬制度が成立しているのに、なぜ「国家の墓地」に埋葬されなかったのが問われなければならない。この点で指摘できるのは、第二次ベルシア戦争は一〇年前のマラトンの合戦に代表される第一次ベルシア戦争とは根本的に性格が異なっていて、抗戦諸国

は「ギリシア連合軍」を結成してペルシア軍に当たり、戦没者は各地の合戦現場における国ごとの「国葬」の礼をもって国ごとの合葬墓(Polyandreion)に埋葬されたのである。参戦国は連合軍としての国際協調が強く求められ、アテネならアテネの単独行動は問題外であった。もうひとつ問題になるのは、前四七〇年のわずか以前と推定されているエウボイア島カリュストス領内のキュルノスの合戦の戦没者である。ヘロドトス(九卷一〇五)は、全力格闘技(Pankration)運動選手のヘルモリュコスがこの合戦で戦没して、ゲライストスに葬られていたことを語っているのだ。W. Pritchett, *The Greek State at War*, Part IV (1985), 122f., 177は「これは戦没者現地埋葬の事例に属し、パトリオス・ノモスとしてのアテネ戦没者国葬制度の成立はこれ以後という上限年代の指標になり得るとみなして、Jacoby説支持の根拠としている。だが、全力格闘技選手という戦没者個人の特殊性を考慮すると、ヘルモリュコスは戦没者仲間ともどもアテネの「国家の墓地」に国葬礼をもって埋葬されたが、後日、遺族か選手仲間、それとも熱烈なファンの手で別個に、戦没の地に近くて、しかも海原行く旅人の目を必ず惹くゲライストスの岬の突端に個別私人墓が営まれたのであろう。

欧米の有力説に立とうが、前四八七年説に立とうが、パウサニアス『ギリシア案内記』のアカデミア街道沿いの墳墓(「国家の墓地」)でどうしても問題にしなければならないのは、先に指摘した「僭主暗殺者ハルモディオスとアリステイトンの墓」(Paus. I 29.5)、それに「クレイステネスの墓」(Paus. I 29.6)であろう。前五一四年に僭主ヒッピアスの兄弟ヒッパルコスを私怨から暗殺したハルモディオスとアリステイトンの両者は処刑されたのであって、僭主支配体制下の事件当時に国葬の礼を受けたわけでは決してない。だが、興味深いことにアテネから遠く海を隔てたキオス島から、僭主暗殺者たちの墓の建立を議決したアテネ民会決議の主旨を伝えるヘレニズム時代の、つぎのような韻文を録した石碑[SEG XVI(1959), n. 497+SEG XVII(1960), n. 392]が出土しているのである。

「アテネの民会決議に言う、勇者アリストゲイトンと

ハルモディオスのこの墓を建立せよと。

彼ら、僭主なりし者を暗殺して、[自由?を・・・]

生命賭けて祖国の地を[・・・・・・・・築きしなれば]

stesai touto edoke[sen Athenaisin Aristo] -

geitonos aichmē[ou sēma kai harmodiou.]

hoi ktanon andra tyra[non eleutherian te -]

psychas parthemeno[patriā gēn ethesan.]

前三ノ二世紀のキオスで石灰岩の石碑に再録されたこの詩歌は、本家本元のアテネでいつ頃から歌われ始めたのだろうか。また、「僭主暗殺者」をアカデミア街道沿いの目抜き場所に「埋葬」するに至るような英雄化は、いつ始まるのであろうか。その年代推測の手掛かりとなるのは僭主暗殺者群像の建立である。この群像についてパウサニアス『ギリシア案内記』（一巻八章五節）は、広場に立つピンダロスの肖像彫刻の叙述につづけて、つぎのような貴重な情報を伝えてくれている。

「すぐ近くにヒッパルコスを暗殺したハルモディオスとアリストゲイトン両者の像が立っている。・・・これらの人物肖像彫刻群像のひと組みはクリティアス（正しくはクリティオス）の作だが、年代の古いほうのひと組みは

アンテノルの制作である。古いほうの肖像彫刻をクセルクセスは、アテネの人たちがが中心市(επί)を放棄して立ち去ったあとからアテネを占領しておきながら、まるで戦利品(σάχνη)であるかのように運び去っていたのだが、のちにアンテリオコスがアテネに返還した」

僭主暗殺者群像が市内目抜き広場(アゴラ)に建立されていた事実、前四八〇年にクセルクセスが戦利品としてこれを運び去った事実、そしてさらに、代替の新群像がクリテイオス(トネシオテスの両彫刻家)によって制作されて旧群像の跡地に建立された事実、いずれも「僭主暗殺者群像」そのものがアテネ市民にとって大きな意味をもっていたことを鮮やかに裏書きしている。一方、プリニウス『博物誌』三四・一七は、彫刻家アンテノルの名前こそ出していないが旧群像について、

「アテネ市民が国家の名義で建立したのは他の誰の像よりも、僭主暗殺者ハルモディオスとアリストゲイトンの像が最初であろう。これがなされたのは、ローマで王たちが追放されたとき(前五一〇年頃)のこと」

と伝え、他方、新群像については「古代の年表」である『パロス大理石』の項目五四に

「アテネでアディマントスがアルコン職在位の年(前四七七／六年)、ハルモディオスとアリストゲイトンの肖像彫刻建立さる」

と明記されている。新群像建立の年代は確実だが、プリニウスの挙げている旧群像建立のほうの年代は、アテネの僭主ヒッピアス追放の年代にただ単純に時間を合わせただけのように思われて、疑問の余地がある。

私怨が動機でヒッパルコスを暗殺したハルモディオスとアリストゲイトンの両者であったが、そのような暗殺者を独裁制からの解放者、救国の英雄の「僭主暗殺者」であったとして奉る風潮がアテネの富裕者階層の間に広まっていたことは、アテナイオス『食卓の賢人たち(Diipiosophistai)』の巻末(一五卷六九四c—六九六a)にまとめて挙げられている酒宴歌(skolion)のうちの第十歌から第十三歌までの四編の詩から明白である。いずれも僭主暗殺者を主題にした詩歌で、第十歌と十三歌はともに、ハルモディオスとアリストゲイトンの両者は僭主を殺害して、「アテネを平等の(isonoi)国にした」と讃えている。そして第十一歌はこれとは別の角度から、

「最愛のハルモディオスよ、君は死んでなど決していない。

至福の人たちの島に君はいるのだと人はみな言っている。

足迅いアクレウスがいる彼の地に、

テュデウスの子も勇猛の士ディオメデスもいるという」

philtath 'Harmodi', ou ti pò tethnekas,

nésois d'en makarôn se phasi einai,

hina per podokês Achileus

Tydeidên te phasi ton esthlon Diomédea.

と、ホメロスの英雄化の側面のほうを大きく前面に押し出している。このような酒宴歌がアテネ富裕者階層のシュンポシオン（「飲酒を共にする」宴席）で歌われて民衆歌に定着したのは、もちろん前五一〇年以後だが、M. Taylor, *The Tyrant Slayers. The Heroic Image in Fifth Century B. C.: Athenian Art and Politics* (1981) は、「これらの歌は民主政成立直後の前六世紀末には歌われはじめていて、酒宴の席の歌とはいえず、真剣な愛國的感情の発露であった。政治的一党派によって、他党攻撃のために創られたような政治宣伝などではない。あれこれの個人によって即興的に作られた民衆歌 (popular songs) なのだ」と結論している (p. 70)。

こうで「僭主暗殺者群像」建立の問題に立ち戻ると、旧群像のアンテノル作の群像が市内目抜き広場に建立されたのは、酒宴歌にその反映が窺えるアテネ富裕市民の、イソノミア (isonomia) = 「自由平等」の世の中の到来を歓迎する超党派的な気運の盛り上がり背景にすることであったと思われるのである。建立年代には諸説が争われているが、筆者はプリニウスにとらわれず、それを「マラトンの合戦から何年かのち」 (several years after the battle of Marathon) と推定する A. Raubitschek, *Dedications from the Athenian Akropolis: A Catalogue of the Inscriptions of the Sixth and Fifth Centuries B. C.* (1949) [= DAA], 481ff. の説に加担する⁹⁰。ところで「僭主暗殺者群像」の台座碑文の断片 (CEG 430 = IG I³ 502) が出土して、わずかにハルモディオスの名前と文末の「祖国の地を…築きしなれば」(… πατρίδα γενεήθεν) の文字しか残っていないのだが⁹¹、それでも文献史料を参考に補填がなされて、「偉大なる光明がアテネ市民団に現われた。アリストゲイトンとハルモディオスがヒッパルコスを殺害した折りに…。」と復元されている。碑文断片は新群像のものらしいが、奉納銘の文面は新旧のあいだに違いはなかったものと思われる。

「国家の墓地」のアカデミア入口寄りのところに営まれていた「僭主暗殺者の墓」は、既存の墓がたまたま後日設置の「国家の墓地」の敷地内に含まれたにすぎないとの見方もあり得ようが、中心市目抜きの広場に国家の名義で「僭

主暗殺者群像」が奉納建立されたのに並行して、新規設置の「国家の墓地」にも新規に彼らの墓が営まれたと推測してよからう。その建立場所がアカデミア入口に近かったのは、アカデミアの「副都心」的な性格と、「国家の墓地」の範囲の「線引き」の意味、双方に関わりがあつたのではなからうか。クレイステネスの墓はむしろアテネ市寄りに設けられているのだが、われわれは有名な改革の、その後のクレイステネスの消息はまったく知らず、墓の性格の見当さえつけにくい。彼の没年がマラトン合戦以前だとすると、僭主暗殺者たちの場合とは異なつて、名門貴族の指導者としてアカデミア街道沿いに墓所が営まれていたのが、後日、「国家の墓地」がこれに重なつたものの、そのまま存続が認められたということなだらう。

ここで、墓碑銘の分析を通して得られた前章の結論に立ち戻つて作業をつづけることになる。前五世紀前半に韻文、非韻文に関わらず墓碑銘が激減したという状況証拠は動かないが、激減の背景には、丸彫りの彫刻や浮き彫りで墓石を飾り、墓碑銘を添えるような「墓の贅沢」を慎み控える気運がアテネ富裕者階層に深く浸透していたという社会的状況があつたと断定せざるをえない。キケロの伝える「奢侈墓禁令」の引き締め効果とみなす見解が幅をきかしているが、前述の I Morris が示唆するように、禁令そのものが富裕者階層の間の奢侈抑制の気運の結果と見れないこともない。とくに戦没者私人墓について言えば、図 1A・(二)期の表一欄は八(一)とはなつてはいるが、内数一は本稿では非市民扱いとしたインプロス島入植アテネ市民の同島出土の墓碑銘(CBGT6)であり、他の二例(CBGT6.80)も前述のように(六六頁)海外出土のアテネ人墓碑なので、アテネの国内事情の検証に関するかぎりこの欄は五(〇)、つまり、前五世紀前半のアテネ国内では現在のところ戦没者私人墓の墓碑銘事例は皆無なのである。⁵⁾

前五〇〇年以前の(一)期との余りにも顕著な断絶を目的にして筆者には、「墓の贅沢」抑制の全般的気運の流れには遺族の立場や国家の側からする戦没者観になんらかの変化があつたと想定すべきではないかと思えてくる。そ

のひとつは戦没者の英雄化である。(一)期に属する戦没者私人墓の墓碑銘数点を試訳して紹介しておいたが、そのいずれにも戦没者の英雄視につながる文言はない。多くの墓碑銘は哀悼を求めたり、戦争で失われた青春や早死にを惜しんで生に執着する人間的感情がにじみ出ている。ところが、パトリオス・ノモスとしてのアテネ戦没者国葬制度成立以後の国葬合葬墓の墓碑銘はしばしば、「戦いの栄光」(“polemo mega kydos echontes”: CEG 4 IG¹ 1181)や「永劫不滅の武勇の記念碑」(“athanaton mnem'aretes”: CEG 6 IG¹ 1162)を歌ったり、前四三二年のポテイダイア遠征の戦没者の墓碑銘(CEG 10 IG¹ 1179)のように、「彼らの魂(psychai)を受け入れしは天の靈氣(atheai)なれど、肉体(somata)はこの大地(enthon)が受け入れり」とか、「げに彼ら、自らは生命(psychai)を代償に武勇の誉れに与り、なおかつ祖国(patri)sの名を高からしめたり」と讃えている。最後の墓碑銘は Psyche という人口に膾炙しているギリシア語を、従来の墓碑銘通りの「生命」(CEG 47 IG¹ 1399)という意味のほかに、「靈魂」という意味でも使用している点が注目に値する。戦時中日本の「英霊」を彷彿させる墓碑銘である。このような、戦没者の英雄化ないしは英霊化の事例に接して想起されるのは、「僭主暗殺者」を主題にした酒宴歌スコリオンの第十一歌がハルモディオスに対して、「お前は死んでなど決していない。至福の人たちの島に君はいるのだと人はみな言っている。足早いアキレウスがいる彼の地に……」と呼び掛けていたことである。「僭主暗殺者」の公私を挙げての英雄化は戦没者親の変化を促したと見て取れるのである。それ以前では、テロスやデルフュス合戦の戦没者のように、戦没者本人は現地合葬の「国葬」の名譽に浴したとしても、遺族や友人にはその悲しみを克服するに足る「英雄化」などの公的な対給付はなく、そのため遺族のなかにはオイコス(「家」)の枠内で、家の名譽のために戦没者私人墓の造営に走った家族も出たのであろう。「表二」の戦没者私人墓の墓碑銘の大半は、その墳墓の造営者の名や親族への言及を欠いているが、他の多くの私人墓と同様、そのようなことを声高に謳歌するまでもなく、近在の誰もが充分承知していて、オ

イコスとしてのデイスプレイ効果は立派に果たせたものと思われる。

戦没者観のもうひとつの変化は、アテネの国際的立場の高まりと関係があると考えられる。それはアテネ人は他のギリシア諸国の住民とは異なって「土地生え抜き(autochthones)」であるとの自尊心である。ツキジデス版のペリクレスの戦没者葬送演説(Thuk. II 36.1)においても、文筆家リュシアスの習作『葬送演説(Epitaphios)』(Lys. II 17)においても、アテネ人が先祖代々同じ国土に住みつづけてきた旨が、それこそ声高らかに謳歌されているのである。ツキジデスはその『戦史』冒頭においてもアテネの「土地生え抜き」の特性を大きく評価し、定住の継続による国内社会の安定が他国からの亡命者や難民の流入を促した結果、アテネの人口は増大して国力が強大化し、ついにはアッティカの領域だけでは人口収容に不足したため、海外のイオニア地方にまで植民団を送り出したと解説している(Thuk. I 2.5.6)。アテネ人がいつ頃から「土地生え抜き論(autochthonia)」に自惚れるようになったのか、その起源を探索するのは困難だが、それほど古いことではなさそうなのである。そもそもアテネがギリシア国際社会において、国家として歴史の表舞台に登場してくるのは前六世紀末である。全ギリシア的な聖所デルフォイにおける国家名義の奉納に着目すると、コリントやシキュオン、シフノスなどの国々は前六世紀二十年代以前にはすでに国家名義で奉納の「宝庫(thesauros)」を建立していたが、アテネはこの点では遅れていて、「アテネ人の宝庫」と「アテネ人の列柱館」が国家の名義で奉納されたのは、前述のデイルフュス合戦の戦没者や、おそらくはナクソス出身の在留外人アナクシラスの犠牲を伴った前五〇七／六年の戦いの戦勝記念碑としての奉納であったと推測される。クレイステネスの民主的改革のあとのこの戦いの勝利が、様々な角度からアテネ市民の意識改革をうながし、そこから国威発揚の対外的勢力拡大にもつながる「土地生え抜き論」が生まれて、戦没者を「祖国の名声高揚」に殉じた英雄とみなす世論の形成となったのではなからうか。「国家の墓地」の設立の背景には、実はこのような「土地生え抜き論」が働いていたに相

違ない。国家のために戦った戦没者は国家の「英雄」として、「土地生え抜き」のアテネ人が父祖代々連綿と住みつづけているこの地に国葬の礼をもって埋葬しなければならぬという認識である。それが実現したのがパトリオス・ノモスとしての戦没者国葬制度であって、本稿ではその成立年代を通説より早く、前四八七年と推定した次第である。

注

- (1) U. Knigge: *Der Kerameikos von Athen. Führungen durch Ausgrabungen und Geschichte* (1988), 161f. mit Abb. 156-158. 最初は前四〇三年の民主政回復者トラシシュブロス(前三八八年頃戦没)、つぎはペリクレス(前四二九年病没)、三番目はカブリアス(前三五七年キオスで戦没)、最後がフォルミオン(前四二八年頃アテネで死去)の四名。
- (2) 第二次ペルシア戦争関係のギリシア諸国の戦没者合葬墓については Ch. Clairmont, op. cit. 101-123 を参照。
- (3) 僭主暗殺者像建立のアテネ民会決議を伝えるキオス出土の前述の碑文の末尾残欠には、これとはほぼ同じ文言の補填がなされている。
- (4) 文献史料では前述のヘルモリュコスの事例、それに將軍キモンの場合が挙げられる。プルタルコス「キモン伝」の末尾(一九・五)には、「彼の遺骨遺品(τα λείψανα αὐτοῦ)がアッティカに運び帰られたのは、いまでもキモネイア(Kimonaiá)と呼ばれている墓所が証明している」と語られ、キュプロス島のキティオン市民たちが「キモンの墓」なるものを大切に敬つているとも伝えられている。彼の祖父はアテネ市郊外「凹地(Koile)」地区の街道筋に埋葬されているので(Hdt. VI 103.3)、キモンは合葬墓への国葬に加えて、父祖伝来の一門の墓所にも埋葬されたのであろう。ちなみに、戦没者の墓でないが、「テミストクレスの墓」と呼ばれる遺構がアテネの外港ベイライエウスのアクテ岬南西端に残っている。しかし、真偽いずれにせよ彼の墓そのものは彼の遺骨がアテネにもどった前五世紀末／四世紀初めの建立であろう(Paus. I.12 参照)。
- (5) ちなみにレスボス島出土の入植アテネ人の墓碑銘(CEG 82)では *psychen agathos* というように、「気概、心意気」の意味で用いられている。
- (6) 「アテネ人の宝庫」と「アテネ人の列柱館」の建立推定年代については拙訳岩波文庫版パウサニ阿斯『ギリシア案内記』(下)四〇三頁以下の注二一八(2)と二一九(3)を参照。
- (7)

終章 「墓の贅沢」の再発と戦没者私人墓

前章で確認したように、墓碑銘を伴う墓石の出土例は前五世紀半ばを過ぎると全体的に急上昇の勢いを示す。そして仔細に観察すると、図1B・(三)期の急増には二つの顕著な特色が検出される。そのひとつは、韻文墓碑銘のほうは(三)期の年代幅を勘案しても、(二)期のせいぜい倍増どまりであるのに対して、非韻文墓碑銘のほうは、年代幅を勘案すればなんと一四倍を優に越える爆発的な増大であること。もうひとつは韻文、非韻文両分野の墓碑銘において、非市民のそれが半数前後を占めていることである。墓碑銘が非韻文で、被葬者の名前しか刻んでないような墓碑でも、なかには石碑頭部の豪華な飾り彫りや本体の見事な浮彫りで見入る人を圧倒する墓石があるので、墓碑銘のタイプだけで「墓の贅沢」の度合いを計ることは決してできない。両タイプともその点では格差がないと見立ててよい。確かな事実は、「口数少ない」非韻文タイプの墓碑銘主導の形で第(三)期、すなわち前五世紀第3四半期に墓碑銘つきの墓石が急増し、そのさい非市民のものが半数を占めたということである。(二)期・前五世紀前半には強く働いていた「墓の贅沢」抑制の自己規制が、ここに至って堰堤決壊の勢いで弛緩し、その勢いは増大傾向維持のままつぎの(四)期に受け継がれるのであるが、図1Bの(三)と(四)の両時期について表二欄の括弧閉じの内数で示した非市民の事例数を比較すると、アテネ国内における墓碑銘急増は、実は非市民がその一翼を担っていたことが判明する。筆者としては興味津々たる状況証拠である。非韻文墓碑銘はこのように事例数という数量的な面では資料的価値が大きいものの、残念ながら被葬者の身辺に迫れないので、参考のために図1Bの第(三)期・表一欄の韻文墓碑銘を検討しておく必要がある。この欄は七(四)となっているが、実はレムノス出土の入植アテネ人戦没者の墓碑(B58)が含まれているので、アテネ国内事情検証の趣旨からこれを除外すると、厳密には六(三)であることを断った

うえで検討を進めると、C 408¹が興味深い。被葬者マネスについて墓碑銘にはこう歌われている。

「フリュギア人にして土地広きアテネに生まれし逸材 (aristos) なる

マネス・オリュマイオス。その見事なる墓、すなわちこれなり。

吾は神かけて、吾に優る木彫師 (hylotomos) にまみえたる驗しなし」

そして韻文に追記の形で、「彼、戦に没す (en toi polemōi apethanen)」と刻まれている。木彫の巨匠を自負する職人マネスは先代以来のアテネ在留外人であったわけである。残る二例は CEG 83 と 85 の墓碑銘。前者はメガラ戦役でアテネ將兵二千名を救出した功績を誇るメガラ人ピュティオン、後者はポロス人リュサニアスの墓碑だが、碑文欠損のため父名ぐらいしか判明しない。いずれもアテネの在留外人であったと思われる。三例とも墓碑建立者が言及されていないが、家族や友人の建立であろう。

ところで、マネスの墓碑銘はたまたま本稿の主題の戦没者私人墓にも属するので、その視点からも注目すると、アテネ国内出土のものにかざれば、戦没者墓碑銘とすれば実に半世紀ぶりに再会する事例なのである。ここで図 1A まで戻って第 (三) 期のところを見ていただきたいのだが、表一欄の数字七 (二) は内数 (戦没者私人墓) 二例のうちの一つが先程指摘の CEG 83 なので、これを差っ引くとこの欄は六 (一) となり、この内数一がマネスの墓碑銘にはかならない。その下の表二欄の五七 (一) の内数一は IG¹ 1376 で、被葬者はトラキア系の外人戦没者ゲテス。矢筒を背負う弓兵の絵が彩色されたこの墓碑を建立したのはアリストメデスなる人物だが、被葬者とのつながりの詳細は不明。つまり、墓碑銘に関するかぎり、第 (三) 期の年代枠ではアテネ市民の戦没者私人墓のほうの事例は現在の

ところ皆無なのである。これも注目し得る状況証拠である。アテネ市民の戦没者は国葬による「国家の墓地」への埋葬だけで、別段、私人墓は営まれないという前五世紀前半の原則が、この第(三)期にも貫徹しているのである。では、アテネのために戦って戦没した外人(kenoi)や在留外人(methokoi)はパトリオス・ノモスの戦没者国葬の荣誉に与らなかつたのかというと、そうではない。歴然たる反証があるのだ。国葬のアテネ戦没者合葬墓(polyandreon)にはパウサニ阿斯も指摘していたように、戦没者の名簿を刻んだ石碑が建立されるのであって、それらの石碑断片の出土例は現在では相当数におよんでいる(GI³ 1142-1193bis)。そしてパウサニアスの記事(一卷二九章四節)に対応する前四六四年の「戦没者表」には、市民のほかに外人戦没者の欄も設けられていて(GI³ 1144, 34ff. Madytioti, 118ff. Byzantioi)、彼ら非市民もアテネの戦没者国葬の礼をもって遇されたのである。したがって前述のフリュギア出身の在留外人マネス(CEG 87)、トラキア人ゲテス(GI³ 1376)は合葬墓への埋葬に加えて私人墓が営まれた可能性が濃厚なのである。アテネ市民戦没者の場合、その親族友人は国葬とは別枠の私的な葬儀を営み、私人墓を建立することを依然としてはばかつて、第(二)期・五世紀前半の「禁欲路線」を守りつづけていたのに対して、非市民の場合はアテネ市民の間の社会的規制にとらわれないで、その埒外にはみ出す者がアテネ市民に先んじて出現したと言えよう。在留外人は市民共同体国家としてのポリスとポリスの狭間に生きた人たちであって、どちらの国家の社会的規制にも必ずしもとらわれず、親族友人の死者追悼の自然な人間的感情を素直に形に表わす行動をとることができたのであろう。われわれはアテネ在留外人のこのような行動を通して、反って逆に、前六世紀末の民主政成立期から前五世紀半ばの徹底的直接民主政の成立を経て、前四三一年のペロポネソス戦争勃発の時期に至るまでのアテネ市民がいかに極端に、「武士は喰わねど高楊子」張りの自己抑制と言おうか、「突っ張り」の姿勢を堅持しつづけていたのかを改めて認識させられるのである。隣人同士の監視の目が光っていたと想像すると、背筋になにか寒さを覚えるほど

である。「土地生え抜き論」で正当化された積極的拡張主義は、前四七八／七年結成のアテネ海上同盟（「デロス同盟」）を「力の政策」の遂行によって「アテネ帝国」に発展させ、そのような「帝国支配」の上に実現された「アテネ民主政」の体制における「市民平等」の理念は、他のギリシア諸国に君臨する輝かしい理念として市民の生活を律し、富裕者の私的な富の誇示は厳に慎まれたのであろう。富裕者の富の力は国家のために私財を投げ出す「公共奉仕 (leitourgia) \(\backslash\) laos 民衆 + ergon 仕事、働き)」においてこそ発揮されねばならないのである。それにしてもわれわれは、このような社会的自己規制が前五世紀前半の半世紀、それにプラス四半世紀の長期間わたって実際に維持されたという現実に驚異の眼を注がざるを得ないのである。

そこでいよいよ前五世紀末の第(四)期について見ると、墓碑銘全体とすれば総数はそれほど増えているわけではないが、表一欄の韻文墓碑銘、それも図1Bに照らしてアテネ市民の墓碑銘の増大が、第(三)期に比べて著しいのがとくに目立つ特徴である。つぎに図1A・表一欄の二一(七)について、内数の戦没者私人墓七例(CEG 88, 90, 94, 99, 100, 101, 102)を吟味すると、確実にアテネ市民戦没者と認定できる墓碑銘が三例(CEG 90, 99, 102)検出可能。一方、非市民の墓碑銘はすでに述べたようにCEG 94がそれで、黒海人口の都市パリオ出身の在留外人戦没者が母親の手で私人墓を建立してもらっている。CEG 88は「楯兵 (Palaistes)」とあるので非市民の可能性が濃厚。残りの二例CEG 100, 101は碑文の欠損はなはだしくて判別しにくい、アテネ市民の可能性のほうが大きい。つまり内数七のうち五例がアテネ市民の墓碑と大雑把にも推測できるのである。前六世紀末以来一世紀近くの空白期間を置いて実に久方ぶりにアテネ市民戦没者の私人墓が集中的にまとまって検出できるのである。市民の側においても「墓の贅沢」自製の縛りが部分的ながら解けはじめたのである。

そこでふたたび、戦没者にかぎらず私人墓一般の問題に移ると、以上との関連で実に興味深いのは、アテネにおい

ては前五世紀末になって初めて私有墓地境界標(G¹ 1132-1140)なるものが出土する事実である。その大半は、「墓の境界標(*thoros mnematos/senatos*)」というだけの簡潔なものだが、IG¹6は珍しく碑文の文言が長く、引用に値する。碑文の推定年代幅は前四二五—四〇〇年で、アテネ市内中心の元王宮の庭園から出土した。

「市内在住の(*en astei oikoses*)マラトン区出身(の女)グリユケの墓の境界標。

カリアスの子エスカティオンの姉妹なりし者への」

R. Garland, *A First Catalogue of Attic Peribolos Tombs*, BSA 77(1982), 125-176 はアテネ市内のみならずアッティカの田園全域をも網羅して、石垣などの囲壁(*peribolos*)をめぐらした私人家族墓地の遺構や、そこから出土したかぎりの墓碑銘を徹底的に調査して地域ごとに整理した、アテネ葬制研究に不可欠で貴重な考古学的基礎資料と高く評価すべき労作であるが、これを参照しても一目瞭然、そのような「ペリボロス墓」はほとんどすべて前四世紀に属し、前五世紀のものは皆無に近い。Garland(p. 127)は「ペリボロス墓」造営の慣行は前五世紀末によりやく始まったのであろうと推測しているが、上記の私人墓地境界標の出土状況や私人墓の墓碑銘の分析が示唆する方向とまさしく軌を一にしていると言えよう。[表二]のCEG 99aは、人名だけを刻んだ墓碑銘三点といっしょにメラングダの家族墓敷地(Garland-G¹)から出土した韻文墓碑銘であるが、この墓地全体としては五世代にわたる男女合わせて一五名以上の被葬者の名前が検出され、先祖代々の家族墓を実感させる。しかし、実はこの墓は占い師(*Enantus*)一族という宗教的な特別の家系に属し、決して一般化することはできない。前四世紀の私人墓の韻文墓碑銘の分析結果をここに表示する余裕はないが、件数としてはCEG 475-626の計一五二例が数えられることを先ず指摘しておこう。そして墓碑

銘を通読して得られる印象は、その内容に従来のものとの相違点が少々存在するという点である。思いつくがままに何点かを指摘すると、死亡の事由そのものが具体的に明記されている事例が僅少なから散見される点であって、従来のものにはない特色である。

CEG 478 : 「息子の死に遭遇して（あるいは遺体を受け取って）死去」

CEG 526 : 「八歳の息子を大海で失い、哀悼の極みふたりの未婚の娘を残して死去」

CEG 544 : 墓碑銘にヘラクレイア出身の在留外人の名が刻まれていて、その三名が「エーゲ海で海水浴中に父、息子、娘もろともに水死」

CEG 561 : 被葬者カリデモスの墓碑銘中に「お前の父親は息子の死の運命を見て、お前のあとを追った (*synepespeto*)」との言及がある。最初の例 (CEG 478) と内容が共通する。

CEG 576 : 「産褥死」。ほかにも CEG 538, 604 が挙げられる。

つぎに指摘できる特色は、死没年令明記の事例が散見される点で、これも目新しい現象である。「九歳」(557)、「十二歳」(591)、「二十歳または二十歳前」(538, 584)、「二十二歳」(480)、「二十五歳」(590)、「三十余歳」(553)、「七十歳」(554)、「九十歳」(351, 592)、「百歳」(477)が検出されるほか、「老年」「福寿死」への言及が目につく(563, 579, 595, 597, 601, 606)。[表1]では「若く青春の喪失」や「時ならぬ (*ahoros*) 死」の表現が頻出し、「せいぜい」「年なみの死」(67)が高齢死を暗示するに過ぎなかったのとは、様相が大きく変わっている。

つぎは国家への功績や公的活動の誇示がときどき言及されている点で、つぎの事例が挙げられる。

CEG 484 : アテネの官職歴任と家系を誇る。ローマの碑文が想起させられる。

CEG 488 : 「国家 (polis) がこのような勇士からなっているならば、敵軍が戦勝碑を建てることなどあり得ない。(被葬者は) 槍と素手で名誉を掌中にした」

CEG 489 : 「戦さに猛きグラウキアデスは祖国のための業績を果たして、万人を宿すベルセフォネの部屋に至れり (Glaukiades deïos apo patridos ergôn ethi epi pandekton Phersephonês thalamon)」

CEG 512 : 「全市民の間で (para pasi politais) 不朽の武勇の名声を得て、愛しき妻子にとつても哀悼尽きぬ勇士。——母よ、私は墓の右側に眠ります (tapho de'epi dexia, meter, keimai)、『貴女の愛情去り難くて』」[アテネ市民 (フリユア区民) テレマコスの墓碑]

CEG 519 : 被葬者の占い師クレオプウロスは「占い師としても槍の使い手としても勇敢に戦い、武勲に輝いてギリシアに名声を轟かした彼に国家は花冠を授けた (estephansê demos aristousanta)」

CEG 524 : 「私は黄金の花冠を授かった」とがある。アテネ人の国家が冠を授けたのだ (egô metechôn tod' etychno stephano chryso. Athenaiôn de estephnosê polis)」

CEG 570 : 「(二名の被葬者は) 兩人ともステファネフォロスの大役を四回も務めた」

CEG 594 : 「彼こそ最高の勇士。生命を代償に武勇でもって国家を花冠で飾った。名立たる祖先の掟にははずれず (anti gar ês psychês aretei polin estephansên, thesmos ou parabas eudokimôn progonôn)」

最後にもう一点、それは女性がしばしば arete/agathos, sôphrosynê という徳性、かつては戦士市民たる男性専用の

ものであって女性にはそれほど用いられなかつた徳性が高らかに歌いあげられていることである (CEG 486, 490, 493, 494, 510, 513 など枚挙にいとまがない)。

ここで本稿を終えるに当たつて、最後に念のため、前五世紀末のアテネ戦没者私人墓再出現の問題にふたたび立ちもどると、文献史料にも示唆に富む事例がある。リュシアスの法廷弁論三二番『ディオゲイトン弾劾』は、前四〇九年に妻子を残して海外遠征に出陣して、イオニア地方のエフェソスで戦死したディオドトスの遺児の養育と遺産の管理運営をめぐる訴訟事件に関する弁論であるが、そこにつきのようなことが述べられている。出陣に臨んでディオドトスは自分の兄弟でもあり、妻の父親でもあるディオゲイトンに私財の運用を託するのであるが、ディオドトスの戦没後、彼は自分に託されたディオドトスの財産を不正運用した廉で告発を受け、この法廷弁論の裁判となつた。その不正運用告発の論点のひとつに挙げられている事柄が本稿の問題に大きく関わるのである。ディオドトスは自分が戦死した場合には、託した資産のうちから五、〇〇〇ドラクマを自分の墓の造営にあてるよう依頼していたのだが、強欲のディオドトスは二、五〇〇ドラクマを墓のために使用しただけで、残る半分を横領着服した(二二節)といふのである。二、五〇〇ドラクマでも一般庶民にはとてつもない高額なのに、戦没者本人は事前にその倍額の「墓の贅沢」を望んでいたということにはかならない。しかも、パトリオス・ノモスとしてのアテネ戦没者国葬制度の存在を考慮すれば、そもそも本人も親族も国葬墓と私人墓の重複(両墓)を何ら問題としていなかったことを明らかに裏書きする行為である。この国葬墓・私人墓重複の両墓を示唆して貴重なのは、若き戦没騎士デクシレオスの公私両面の墓碑である。家族墓の墓域から出土して、現在はケラミコス考古学博物館玄関広間右側に展示されている彼の墓碑には馬上奮戦する騎士のみごとな浮き彫りの下に、

「リュサニアスの子、トリコス区民デクシレオス。

テイサンドロスがアルコン職の年(前四一四/三年)に生まれる。

エウプウリデスの年(前三九四/三年)に死去(apethane)。

コリントにて五騎一隊の分隊長とし」(IG II² 6217)

と刻まれている。生没年が明記されているのは非常に珍しく、例外的である。それはともかく、彼の名前はコリント戦争の戦没者一〇名の名前を一覧にした公式の石碑(IG II² 5222)にも明記されており、おそらくは戦没者合葬墓に建立されていた戦没者表(IG II² 5221)にも記載されていたに相違ない。ケラメイコスの家族墓の敷地に出土した墓碑は本当の意味では墓碑ではなく、「半神廟」の石碑だとする説(Garland, op. cit.: 136 et n. 4)に立てば、戦没者合葬墓・私人墓重複の仮定は崩壊するが、さきほど引用したばかり(八八頁)の前四世紀前半のアテネ市民(フリュア区民)戦没者テレマコスの墓碑銘(CEG 512)の「母よ、私は墓の右側に眠ります(tapho d'epi dexia. meter, keimai)」、貴女の愛情去り難くて」の一節は戦没者の合葬墓と私人墓の重複(両墓)が事実としてあり得たことを証明している。

前五世紀末の墓碑銘や、当時の事情を伝える文献史料から、戦没者についても親族や友人の哀悼の念からする戦没者私人墓造営の「墓の贅沢」復活の兆しが明瞭に窺われたが、前四世紀にはその推移はどのような変化をたどるのであるうか。本稿は前六・五世紀が主な研究対象であったので、明言は避けなければならないが、前四世紀の韻文墓碑銘一五二例のうち戦没者私人墓のものと推定可能なのは一四例にしか過ぎない。予想外に低い割合である。戦没者国葬制度は戦没者私人墓の氾濫によって実質を失う、といった事態が起こったとは絶対に言えないのは明白である。ここでは前五世紀末の一時的興奮の時期を過ぎてからは、オイコス(「家」)の原理はポリス(「国家」)の原理に席を譲っ

た形で事態は進展したが、「墓の贅沢」という形の富裕者階層の富の誇示は増幅の一路をたどったと言ってよからう。その富の誇示は墳墓の規模や装飾の贅沢のほか、墓碑銘の文面の中にも入り込んでいたことに注目しておかねばならない。官職歴任や黄金の花冠の授受を墓碑銘で誇るのほ、庶民から隔絶した富裕市民の新タイプの価値意識の反映とみなすことができよう。そして、前四世紀の戦没者私人墓の墓碑銘においては、前五世紀には戦没者国葬墓の公式の墓碑銘にしか用いられなかったような語句が頻出するのも、これまた目新しい現象である。

以上、前六・五世紀を中心にアテネ関係の墓碑銘を分析して、そこに投影されている「墓の贅沢」一般に対する富裕者階層の姿勢の変化や、戦没者国葬と戦没者私人墓が併存する状況の現われ方を推察したが、終章で一部紹介した前四世紀墓碑銘の本格的な分析の必要性を痛感した。それを次回の宿題として筆をおきたい。

一九九四・九・二六

(明治大学文学部教授)

[表一] 私人墓韻文墓碑銘

CEG 番号に下線は戦没者。番号イタリック体は戦没者の可能性のあるもの。

CEG 番号の頭に★印は外人被葬者。

CEG	年代	IG I ³	F	出土地	被葬者	建立者	親族	哀悼	戦没	青春	ar ag	sph	碑文 状態	記載箇所	装飾・ 伴出	そ の 他		
R36	13	575-550	1194bis	135	Sepolis	Tetichos	×	×	○	○	○	ag	×	A	石碑?台 座	×	oiktiras andr'agathon 牛耕式	
R34	14	560-550	1196	62	Attika 不詳	Chairedemos	父	父	○	×	×	×	×	A	台座前面	×	彫刻家 Phaidimos, s pater estese 牛耕式	
	15	550	1198	—	Agora 民家	欠	名前欠	?	×	×	×	×	×	B	台座前面	×	epetheke thanonti 牛耕式	
	16	550	1197	31	市内教会廃 墟	欠	アルケネ オス	?	×	×	×	ag	○	B	台座断片	×	tode s estes'engys hodoi' 牛耕式	
470	16a	550-540	1273bis	—	Pirea	Autokleidēs	×	?	○	×	若者	×	×	B	石碑断片	×	tode s neo prosoron aniomai 義文字	
471	16b	550-540	1273ter	—	Pirea	欠	?	?	?	?	?	?	?	C	石碑断片	×	右から左へ義文字	
	17	550-540	1199	—	Agora 民家	欠	?	?	○?	?	?	?	?	C	台座断片	×	ked[os]?	
	18	550-540	1251	68	Vurva	欠(愛しの娘)	名前欠	父?	×	×	×	×	×	B	台座前面	乙女像足 先	彫刻家 Phaidimos, me.. katetheken	
	19	550-530	1200	87	聖門組み込 み	Xenoklēs	×	×	×	勇士	×	勇気	×	A	彫刻台座	青年像	aichmeto, sema to son, enorea	
	20	550-530	1201	—	アクロポリ ス北壁	欠(pais)	?	父?	?	?	?	?	ar	?	C	石碑台座 断片	×	paidi thanonti
	21	550-530	1202	—	ローマ広場 水道	欠	名前欠	?	?	?	?	?	?	C	彫刻台座	青年像	mnem'e [petheke tod]e	
	22	550-530	1203	—	Kerameikos	欠	?	?	?	?	?	?	?	C	台座二断 片	×	athanaton	
	23	550-525	1203bis	—	Dipyilon	Sēmiadēs	?	?	?	?	?	?	?	C	石碑断片	×	tode sema	
	24	540	1261	80	Merenda	Phrasikleia	×	×	×	×	婚前	×	×	A	台座前面	乙女像	彫刻家 Aristion パロス人, sema 婚前に死、乙女の名	
	25	540-535	1241	61b	Olympos	欠(愛しの息 子)	父	父母	?	×	?	?	?	B	石碑台座	石碑(裸 体青年と 少女浮彫 り)	彫刻家著名部分残欠 mnema philoī me .. pater epetheke thanonti, chsyn meter	
	26	540-530	1265	169	Kalyvia	Archias と妹	エウコス ミアス	?	×	×	×	×	×	A	石碑断片	×	tode s Euk. epoiesen kalon. stelen ep'autoi theke Phaidimo- sophos	

27	540-530	1240	82	Phoinikia	Kroisos	×	×	○	○	×	×	×	A	彫像台座	青年像	oiktiron Kr. para sema. hon eni promachois olese thoros Ares	
28	540-530	1204	83	Dipylon	Thrasón	×	×	○	×	×	×	×	A	石碑台座	×	kath'odon stethi. oikt. sema idon	
29	540-530	×	-	Kerameikos	Areios の息子?	×	?	×	×	×	×	×	B	陶板	葬列見物の髯男たち	..nos sema tod'esti Areio	
30	535-530	1274ter	-	Attika 不詳	Spoud-[okrates]	[友人たち]	父名	○	○	[早死]	○	○	C	石碑台座	sphinx 像、石碑戰士浮彫り	en hoplois adamastos, ariste. [prin horas. philoi m estesanto]	
31	540-520	1242	88	Anavyssos	欠	ヒポストラトス	?	×	×	×	×	勇氣	×	B	台座	×	nón kai anorean. tod'epoe sema
32	530	1266	73	Liopesi	息子二名	父親キュロン	○	×	×	×	×	×	B	石碑台座	×	s tode epetheken. mn philosy-nes	
33	530	1207	-	Agora 民家	欠	?	母	?	?	?	?	?	C	石碑台座	×	meter	
34	530	1208	85	Agora と近辺	Antilochos	×	×	○	×	×	ag	○	A	円柱台座	×	彫刻家 Ariston. poti sema ag. sophr. andros dakry katar-chson 死がお前も待つ故	
35	530	1206	-	聖門	Aisimides	愛しの母	名前欠	×	×	×	×	×	A	石碑台座	×	tode sema phile meter katetheken	
36	530	1269	6	Kantza Kalyvia	欠	×	×	×	×	×	ag	○	B	円柱二断片	青年像(別の場所)	彫刻家 Ariston? sema ag. soph. andros	
37	530	1210	161	不詳	Gnathon	adelphe	×	×	×	×	×	×	A	大理石円盤	×	tode s theto adelphe 脳疾患の兄弟を看病の末	
38	530	1205	170b	Pompeion	Melissa (女)	Terpó	?	×	×	×	×	×	B	石碑台座	石碑に女性浮彫り	Terpo Melises s tode ech. [euven ?	
39	530-520	1255	67	Velanideza (CEG 67 と同じ塚)	Philodemos Anthemion	×	×	×	×	?	×	×	B	石碑断片	×	s engys hodo Philodemo kanth-emionos hos thanatoio potmos...	
40	530-520	1243	28	Anavyssos	Epikles の子 Damasistratos	ベシシア ナクス	父名	×	×	×	×	×	A	石碑台座	×	enthade s katetheke. to gar geras esti thanontos.	
41	530-520	1211	71	Dipylon	Xenophantos	父クレオブウロス	×	×	×	ar	○	A	青年俊台座	青年像	彫刻家 Ariston パロス人. sema pater theke		
42	525	1214	69	Pirea 門	Neilon の子 Neilonides	父	父	×	×	pais	ag	×	A	青年俊台座	髯男像	彫刻家 Endoios. to s os chyoi agathoi mnema epoiei charien. の絵	

43	525	1213	—	Dipylon	Olympionikos	母?	母	○	×	早死に	?	?	C	円柱・石 碑台座	×	olophyromai honeka'ahoros...
44	520	1275	—	不詳	欠	?	×	?	?	?	ag	?	C	青年像台座	青年像	.agatho[...].e philoisi monon
45	525-500	1216	—	Agora 近傍	欠	父クセノファントス?	?	×	×	早死に	?	?	C	石碑台座	×	soi katetheken,...ahoros [eon]
46	525-500	1215	65	市北壁	Stesias(息子)	父ディオドロス	○	×	pais	×	×	×	A	台座	×	s philo paidos tode iden Diod. etheken Stes.. hon thanatos dakryoos kathekei
47	525-500	1399	59	Kalyvia	Gnathios エ ロイアダイ区	×	×	×	○	×	×	×	A	大理石板	×	少年愛。涙の戦争。彼の魂は olese e[n dai]
48	520-510	1268	93	Koropi	欠	?	?	?	?	?	?	?	C	台座	×	honeka pistos ephys
49	520-500	1248	170	Keratea	Myrine(女)	×	×	悲鳴	×	×	×	×	A	台座?	×	oimoi thanoses eimi sema Myrines
50	510	1218	—	Dipylon	Xenophantes (息子)	父ソフィロス	○	×	×	×	×	×	A	騎士像台 座	騎士像	彫刻家 Aristokles. s theke soi. penthos
51	510	1219	—	聖門	Smikythos (pais)	×	×	○	×	pais	×	×	A	石碑台座	石碑断片	oiktiron paidos s. 友人たちの 希望を潰す
★52	510	1365	—	Pirea 門	Samos 名門の Leanax (Hérakoras の息子)	×	父名	×	×	×	×	×	A	青年像台 座	青年像	彫刻家 Philergos. es Samiois gennaios aner hypo sēmati apopro philón
R70	510-500	1257	3c	Velanideza	Lyseas(息子)	父親のセ モン	×	×	×	×	×	×	A	石碑台座	石碑に酒 杯鬘男と 裸体驃馬 青年絵画	Lyseai enthade sema pater Semon epetheken
54	510-500	1229	—	Halade 門	Oinathe(娘)	父オプシオと母アブ シュンテ	×	×	×	×	×	×	A	石碑台座	×	彫刻家 Arisokles (cf. 50). thy- gatros theken mnema kataphthimenes.
55	510-500	1220	3e	Dipylon	[Nau]si- [kles?]	父カライスクロス	×	×	×	×	×	×	B	台座	×	mnema me pater Kal. etheken
56	510-500	1271	—	Thorikos	欠	?	男兄弟た ち	?	?	?	?	?	C	石碑台座 断片	二青年浮 彫り	mnema...adelphos..
57	510-500	1225	—	Pirea 門	父親(名前欠)	paides	paides	?	?	×	×	×	B	男坐像台座	男子坐像	paid. ethekan patri char- izomenoi
★58	510-500	1357	—	Dipylon	Anaxilas (Ariston の子ナクッス人)	ティモマコス	父名	○	?	pais	ar	○	A	彫像?台座	×	lainon esteka mn kataphthimeno on tieskon Athenaioi metaoikon
59	510-500	1223	—	Agora	欠	philo?	?	○	?	?	?	?	B	台座	×	echosi philoi..penthos alaston

60	510-500	1227	165	ローマ Agora傍	欠(アウトク レスの子)	×	父名	×	×	pais	×	×	A	台座	×	[...] nos paidos s tode Auto- kleos
61	510-500	1226	69A	聖門	...erylides	paides	母 (妻)	×	×	×	×	×	B	騎士像台 座	騎士像	ho tode s paides epoiesan (母の 指図で)
62	510-500	1393	8	Pirea?	名医 Aineias	×	×	×	×	×	×	×	A	大理石円盤	髯男坐像画	mn tod' Ai. sophias iatro aristo
63	510-500	1228	-	Agora	欠	ヒポストラト・	?	?	?	?	?	?	C	石碑二断片	×	mn...epoiese hipost[rat..
64	510-500	1224	-	Agora 民家	Philokomides ?	息子	息子	?	?	×	?	?	C	台座断片	×	hyios etha[phse]
65	510-500	1249	-	Eleusis 民家	Aineias	ティモクレス	?	?	?	?	?	?	C	台座断片	×	tode s Tim. epetheken
★66	500	1380	75	市内東壁民 家	外人女性 Lampito(敬愛 の女 aidoiien)	フィルタデス (サモス人かバ ロス人)	?	×	×	×	×	×	A	石碑台座	石碑坐女 浮彫り	彫刻家 Endoios. enthade Phi- [tiades] katetheke aidoiien 「祖 国の地を遠く離れて死去の」
67	500	1258	89	Velanideza	X[enokles]?	×	×	×	×	年差の死	×	○	A	石碑三断片	×	horaio thanato moiran 故人の優 れた人格を列举
68	500	1277	81	不詳	Kleitios (Menesaich- mosの子)	×	父名	○	×	pais	×	×	A	石碑台座	×	mnema esoron oiktir'os kalos on ethane.
69	500	1234	-	Dipylon	Alkimachos	×	×	×	×	×	ar	○	A	台座	×	eudoxon se chyte kata gai'ekaly- phsen sophrona kai pinyton, pasan hechont'areten
70	post? 500	1231	-	市内不詳	Philoitios Ktesios	愛し の兄弟 友人? Dexandrides	×	×	×	×	×	×	A	二本の円 柱と石碑 との台座	×	to s m'epoiesen philos Dexandri. adelphoi hautou mn kakenoi tade.
71	500	1263	-	Markoposlo	...kleides	父(名前記載なし)	×	×	×	×	×	×	A	石碑二断片	×	[...] kleido tode s. pater epetheke
72	500	1260	159	Marathon	Kritus(チレフォスの 子、アフィドナ区)	×	父名	×	×	×	×	×	A	石碑台座	×	s tod'eimi Krito Telepho Aphidnaio. 簡潔ながら原籍区 併記
73	500-480	1236	-	Acharnai 門	Antias	×	?	×	×	×	×	×	B	台座	×	Antio tode sem[a....]至極簡潔
74	500-480	1278	66	Attika 不詳	Theosemos	友人	×	×	×	aner	ag	×	A	台座	×	s tod'engys odo Theosemo stesa andros emoige philo kagatho Anph
75	500-480	1235	91	市内ミトロ ポリス教会	欠	×	×	○	×	早死 に	×	×	B	石碑断片	×	aborion es Aidao. liponta penthos
76	500-480	1517	79	Eretria	水夫 Philon (nautilos)	×	×	×	×	×	×	×	A	大理石板	×	enthade Ph. keitai. ekalypsen naut ho phsychei paura de- dok'agatha 薄幸

★77	500-475	^[12-9] 286	77 Eretria	Pleistias	×	×	×	×	×	×	×	×	A	石柱	台座	祖国はスパルタ、育ちはアテネ。同地で死の moira に与る。
78	480	1279	72 市内不詳	Ameinias	[Men]on	家柄	×	×	×	?	?		B	断片石	×	.] on estese...heneka kai geneas
★79	500-450	1507	- Imbros	欠(海戦の戦没者)	?	?	○	○	?	?	?		B	石碑断片	×	hiketo 1[ype?] naumachiai damasen
80	475-450	^[4-1] 50	76 Aigina	Antistates (Atarbesの息子)	×	父名	×	×	×	×	×		A	石柱	×	chairete oi pariontes. ego keimai teide patrida gen prolipon
81	450-425	[735]	- 不詳	欠	?	?	?	?	?	ar	[○]		C	断片石	×	saophros]ynes aretes te...
★82	450-425	^[12-5] 338	- Lemnos	Lysikydes	×	×	?	○	○	ag	○		A	台座	×	祖国の地のために戦いで輝く青春を失う。sophias metron epistamenos, 勇士の心。征人は私(墓)。
★83	446-425	1353	- Acharnai 門	Pythion (メガラ人)	×	×	×	×	×	ar	×		A	二断片石	×	メガラ戦役の戦功羅列。アテネ三部族を救済。二千名の戦争捕虜 (andrapodoisin) をバガイからアテネに連行。
84	440-430	1315	- Vera	Mnesagora (女)	×	父母	○	×	×	×	×		A	石碑	乙女・幼児浮彫り	二人の mn tode keitai 両親に liponte mega penthos bêtên domon Aidos esô
★85	440-420	[1018]	-	Nikochares Lysanias Porios (Lachemoirosの子)	×	父名	×	×	×	×	×		B	石碑断片	×	enthade Lys. keitai Porios Lachemoiro panto[...]
86	430+	1287	- 市内	Aristomache (女)	?	×	×	×	×	×	×		B	石碑女性浮彫り	×	ep'Ari. taphoi hemai (sphx) 勇士たち
★87	431-421	1361	- アテネ不詳	Mannes Orymaios (フリュギア人)	×	×	×	○	×	×	×		A	石碑	×	アテネ生まれのフリュギア人。彼に優る木彫師 hylotomos はゼウスにかけて私は見た験しが無い。en toi polemoi 死
★88	431-403	1381	- Agora	...teles (戦没者)	?	?	?	○	?	?	?		C	石碑断片	×	peltastês ethane... barnamenos
89	410	1290	- Kerameikos	Ampharete (女)	×	○	×	×	×	×	×		A	石碑	母子浮彫り	私の娘の愛児を私は膝に抱く。生前我々は何度太陽の曙を目にしたか。
90	410	1288	- Agora	[Makartatos] Melanopos	×	?	?	?	?	?	?		C	石碑断片	馬上戦う二戦士の浮彫り	cf. Paus. I29.6

91	420-400	1297	—	Syntagma	Thy [m.] des (Pistogenes の息子)	父?	父名	?	?	pais	?	?	C	石碑断片 × アンテミ オン絵	enthade pais keitai. Th. hyos Pistogenos... to genos(家柄)..
92	420-400	1329	—	Pirea	Anthemis(女) Herophile(女、死者 ではない?)	×	×	×	×	ar	×	A	石碑二女 × 性の絵	tode sema kykloi stephanousin etairoi mnemeion aretes, philias	
93	410-400	1330	—	Zographon	Myrrhiné(女)	?	父名	×	×	×	×	A	石碑 ×	アテナイア・ニケの船に初めて 仕え、synemporosの名載く	
★94	410-400		—	不詳	兵士 Dieitrophes Perikles その他	母メトリケ	父名	○	×	×	×	A	石 碑 破 × 風・絵画	mn phile meter me enthade etheke 他に娘ハグネイスと兄弟 Demophonに普及。宿命に与る。 keisai patri goon dous	
95	s. V ex.	1321	—	Kallitheia	Phyrkias(女浮彫り に Nikobole の名)	×	父	○	×	○	×	A	石 碑 破 × 風・坐女 と青年の 浮彫り		
★96	s. ex.	1349bis	—	市内	銅 細 工 師 Sosinos (Gortyn 人)	子 供 paides	た ち	×	×	×	ar	○	A	石碑二女 × 性絵画	chalkoptes. mnema dikaiosynes kai sophrosynes aretes. estesan paid.
97	s. V ex.	1295bis	—	Kerameikos	Bioté(女)	友人エウ テュラ	×	○	×	○	×	A	石碑断片 ×	etaira Euthy. stelen epetheke taphoi soi. mnemen dakryton echosa	
98	s. V ex.	[^{2/3} 12378]	—	Dipylon	Oneso(女)	×	×	×	×	×	×	A	石碑 ×	火が故人の肉体と姿を滅ぼし、 花咲く土が彼女の骨を消滅させ る。	
47298a	s. V ex.	X	—	Eleusis	欠	?	?	?	?	?	?	C	台座断片 ×	dikaiosyne, apasin, panta.. polis	
99	400	[^{2/3} 2646]	—	Chalandri	..ylos(Phlya 区)	?	?	?	○	?	ar	?	B	石碑騎士 × 浮彫り	isasin patris. os pollos olesa. ossa aretestesa tropaia machei.
47399a	400+	new	—	Merenda	Kalliteles (メイドン以下11名)	×	一族	×	×	×	×	A	石碑アン × テミオン	mantin sophon krypto Kallitelen 占師一族五代にわたる家族墓碑 銘三点。	
47499b	400	new	—	Agora	Athenokles	×	×	×	×	ar	×	A	石 碑 二 断 × 片。炭炎髯 男浮彫り	poll'aretes mnemeia lipon. ergois kallistos keitai enthade aner ag	
100	400	1288bis	—	Agora 民家	欠	?	?	?	○	?	?	C	台座断片 ×	bar]namenos..hybrin dysme- neon	

101	400	new	-	Agora	欠	?	?	?	○	?	?	?	C	大理石断片	×	thouro[s Ares..pa]ridos ge-[s..]
102	400	$\left[\begin{smallmatrix} 2/3 \\ 6859 \end{smallmatrix} \right]$	-	Kerameikos	Kleidemos(クレイデミデスの子,メリテ区)	×	父母	○	○	×	Ar	So	A	石碑葬礼 壺浮彫り	×	potnia Sophrosyne(ハデスの娘) eupolemos Arete se timesas keitai
103	400	$\left[\begin{smallmatrix} 2/3 \\ 11428 \end{smallmatrix} \right]$	-	市近郊	Euktitos	?	?	?	?	aner	×	×	B	石碑人物 浮彫り	×	mn tode andros Eukt. 苦痛を最も多く除去。
★104	400	$\left[\begin{smallmatrix} 2/3 \\ 11345 \end{smallmatrix} \right]$	-	Pirea	Herseis(女)	×	×	○	×	×	×	×	A	石碑絵画 裝飾	×	祖国から遠く離れて私は名立たるアテネで死す。万人に
105	400	$\left[\begin{smallmatrix} 2/3 \\ 11912 \end{smallmatrix} \right]$	-	Akropolis	Krios	×	×	×	×	×	×	×	A	石碑アン デミオン	×	pothos outos os keitai echei men tonoma krio. photos de psychen esche dikaiotato

計98例

[表二] 韻文墓碑銘以外の墓碑 (IG I³) 韻文番号に下線は外人墓
 碑文番号の後につづく()は推定年代
 番号イタリック体は戦没者

- 1 前500年以前 (36例)
 前7 / 6世紀前半
 1194 (650-600), 1247 (s. VII), 1195 (575/50), 1274 (575).
 前550-510
 1209, 1212, 1238, 1242bis, 1246, 1262, 1267, 1274bis, 1344, 1349 (530).
 前6世紀末 / 5世紀初 [6例]
1372 (525-500), 1233 (525-480), 1264 (520-500), 1366 (520-490), 1273 (s. VI),
 1234bis (?).
 前510-510 [16例]
 1217, 1218bis, 1221, 1222, 1229bis, 1230, 1230bis, 1232, 1239, 1252, 1253, *1256*, 1259,
 1272, 1276, 1367.
- 2 前5世紀前半 (8例)
 1244 (500-490), 1362 (490), 1245 (500-480), 1368 (500-480), 1280 (475/50),
1341 (475/50), 1358 (475/50), 1355 (475/40).
- 3 前450-425頃 (57例)
 [450年頃] 1250, 1254, 1270, 1281, 1282, 1300.
 [第3四半期] 1301 (450/40), 1302 (450/30), 1359 (450/30), 1348 (445/30),
 1304 (440/30), 1282bis (430), 1283 (430/25), 1363a (427), 1363b (427).
 [450-425年頃] 1236bis, 1237bis, 1303, 1323, 1324, 1325, 1332, 1346, 1360, 1376.
 [425年頃] 1237, 1284, 1326, 1327, 1336.
- 第5世紀第3・4四半期
 [450-420年頃] 1377, 1378.
 [440-420年頃] 1305, 1333, 1334, 1335, 1342, 1345, 1351, 1356, 1370, 1371, 1379.
 [430以降] 1294bis (430/20), 1310 (430/20), 1369bis (430/10), 1295 (430/03)
 1311 (430/00), 1312 (430/00), 1343 (430/00), 1283bis (430-390).
 [427-403年頃] 1363c, 1363d, 1363e, 1363f, 1363g, 1363h.
- 4 前425-400年頃 (52例)
 [425-420年頃] 1294.
 [425-410年頃] 1305ter.
 [425-400年頃] 1294ter, 1305bis, 1328, 1328bis, 1337, 1340, 1341bis, 1343bis, 1347,
1350.
 [420-410年頃] 1285, 1286, 1286bis, *1314*, *1315bis*.
 [420-400年頃] 1296, 1298, 1298bis, 1316, 1317, 1318, 1319, 1320, 1364.
 [415-394年頃] 1352.
 [410年頃] 1371bis.
 [410-400年頃] 1289, 1291, 1292, 1293, 1293bis, 1299, 1299bis, 1306, 1307, 1307bis,
 1307ter, 1308, 1309, 1322, 1322bis, 1331, 1338, 1339, 1352bis, 1354, 1369, 1375.
 [407年頃] 1373, 1374.

State Burial of the War Dead and Private Gravestones in Ancient Greece

BABA Keiji

The author tried in this essay to understand social influence of the custom of state burial of the war dead in ancient Greece. Comparing the Athenian *Patrios Nomos* (Thuk. II 34ff.) with public funeral of the Thasian war dead (J. Pouilloux, *Recherches sur l'histoire et les cultes de Thasos* I, n.141), Pouilloux noted that state itself did not desire excessive lamentation of the family members or intimate friends for the war dead. It was partly because the state regarded the war dead as "national heroes" (*Agathoi* of Thasos). At Athens a new step for making "national heroes" of the war dead seems to have begun with a general movement in the circle of wealthier citizens to heroify the Tyrant Slayers Harmodios and Aristogeiton (*skolia* and the bronze statues of the Tyrant Slayers erected in the Agora). In this context, the author admits the importance of the Athenian victory of 506 B.C. over the neighbours. He dated the grave-epigram of Anaxilas the Naxian (IG I³ 1357) to this year, because he believes that Anaxilas the Athenian metic (*metaoikos*) was a war dead and that the importance of the war is reflected in the very fact that Anaxilas the metic was highly esteemed by the Athenian citizen-body (*hoi Athēnaioi*) after his death in the battle-field. Relying on Pausanias (I 29.7; 32.3), the author dated the establishment of the *Dēmosion Sēma* at Athens before Xerxes' invasion (480 B.C.), more precisely, to the year of constitutional reforms (487 B.C.). He also listed up all the known Athenian inscriptional grave-epigrams of the sixth and fifth centuries B.C., both metrical (Hansen, CEG I) and non-metrical (IG I³), and showed clearly an abrupt decrease of grave-epigrams in general in the first half of the fifth century. This comes from a general sentiment against the display of wealth among the citizens. It may be related to a democratic atmosphere in Athens. Recovery of grave-epigrams in general surely begins in the third quarter of the fifth century, but, here the author does note that this recovery was more evident among non-citizens than among the citizens. Severe self-reservation of luxury of family tombs, it seems, has been loosened sooner and more easily among the Athenian metics who were living in fact inbetween life. They were not members of the Athenian citizenship and also living out of their own native state. As for private burials of the Athenian War Dead, we find surely several examples of them in the last quarter of the fifth century, but it must be noted that their number remained low in the next century. It might be emphasised that a new moral situation will be read from the fourth century B.C. metrical private grave-epigrams including those of War Dead.